

平成18年12月7日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
11 番	寺山富子	21 番	吉田正明
12 番	岩吉泰彦	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

9 番	森田峰敏
10 番	北原慎也

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	森田利明
管理係長	江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
教	育	藤	家	恒	善
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
同和对策課長兼生涯学習課参事		関		正	和
農	業	一	ノ	瀬	健
監	査	植	松	治	彦

平成18年12月7日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
9	8 橋 川 宏 彰	1. 鹿島市の環境行政の現状と課題 (1) 産業廃棄物処理場と荒廃農地対策について ①山浦大谷の産業廃棄物処理場の現状と監視体制 ②荒廃農地対策と中山間地農業の振興 (2) 廃棄物処理とリサイクルについて ①ごみ処理 ・分別収集、資源回収の取り組み成果は ・ごみ処理広域化計画への対応は ②し尿処理と公共下水道事業のあり方 ・鹿島市の財政は公共下水道事業を支えきれるか ・公共下水道事業計画見直しの可能性は
10	14 青 木 幸 平	1. 新幹線長崎ルート問題 (1) ビデオ作成の反応について (2) 地元振興策のPRについて (3) 県との話し合いについて 2. 農水省の農地・水・環境保全向上対策 (1) 実現への鹿島市の財政負担はどれ位か (2) 農業の国際比較に適合した集落営農を推進する必要があると考えるが、経営マネージメント（人材）の育成をどのようにしているか (3) 単なる農村補助金政策で終わらせないための確固たる農政を考えているか
11	4 水 頭 喜 弘	1. 医療・保健施策 (1) ジェネリック医薬品の普及について 2. 振り込め詐欺対策について 3. 要約筆記について 4. ポジティブリスト制度 (1) 飛散防止について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次、質問を許します。まず、8番議員橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

皆さん、おはようございます。8番議員の橋川宏彰でございます。通告に従いまして一般質問をいたしますが、市長を初め執行部の皆様方の率直かつ明確な御答弁をまず最初にお願いいたしておきます。

さて、私は、今回、大きな項目として、鹿島市の環境行政の現状と課題ということで質問をいたします。

桑原市長はかねてより、今後の鹿島市の重点施策として、環境、福祉、教育、地方文化を重視して市政運営を行っていくことを表明され、このことが第4次鹿島市総合計画の大きな柱と位置づけておられることは御承知のとおりです。特に市長は、環境問題に関しては重要視しておられ、地球規模の課題を地方から考えるということで、ほかの団体に先駆ける形で、ごみの分別収集の細分化と徹底、みずから出すごみはみずから責任を持とうと、ごみ袋への名前の記入など、先進的な取り組みを実行してこられました。これらのことについては、市内外の大きな注目を集め、評価も高く、私も大いに評価するところであります。

ところで、現在、市内のごみに産業廃棄物の最終処分場があるのは御承知のとおりです。この施設と地元住民の間には、大きなトラブルなど発生していないように見えます。しかしながら、住民の間には、この施設での産廃処理の実態などに関し、住民の不安を払拭するような情報の開示や、情報提供がなされているとは言えない状況で、不満と不安がうっせきしているのが現実であります。私も、この問題に関しては、幾度か質問をいたしておりますが、最近、新しい産廃施設の建設などがうわさされるなど、新たな状況もありますので、改めて取り上げさせていただきます。

それでは、具体的に質問に入ります。まず最初には、総括的に質問をいたします。

質問の1項目ですが、産業廃棄物処理場と荒廃農地対策についてという表題を上げております。産廃施設と農地というと、一見、関係のないような組み合わせですが、多くの方が御存じと思いますが、現在、山浦の大谷森林公園付近から南の谷あたり一帯は、放置されたミカン園などの荒廃した農地が広がり、いろいろな廃棄物や廃土の埋立地があちこちに見られ、明らかに不法投棄と思われるようなごみや廃棄物もあります。まず、そのような状況があるということを念頭に置いていただきたいと思います。

さて、御承知のように、山浦の大谷にはテクノジャパンという民間の廃棄物処理場がございます。最初に、この施設の業務現状と監視体制ということで質問いたします。

私の知る範囲の知識では、テクノジャパンの許可されている業務、これは佐賀県の許可となっているようですが、廃棄物の中間処理と最終処分となっていると聞いております。基本的なことだと思っておりますが、まず、この中間処理とは何か。また、最終処分とは何か。あの施

設の中にどのような設備があり、どのような仕事が行なわれているのか。また、よく安定型廃棄物の最終処分場と言われているが、安定型とはどういうものなのか。別の言い方をすれば、あの施設にはどういうものを持ち込んでいいのか。また、どういうものを持ち込んでいけないことになっているのか、お伺いいたします。

あわせて、この処分場へどのような種類の廃棄物がどのくらいの量が持ち込まれているのか。数字や統計的なデータの把握がされているのか。また、搬入される廃棄物の処理が許可どおりに違反がないのか。そのチェック体制といいますか、監視体制というものとはどのようなことになっているのか、お伺いいたします。

次に、荒廃農地対策と中山間地農業の振興という内容で質問をいたします。

いわゆるパイロット道路と呼ばれる道路を貝瀬の下、西三河内のところから飯田まで走ってみますと、以前はミカン園であったであろうと思われるところ、今ではすっかり竹林や雑木林に覆われ、使われなくなったスプリンクラーのノズルが痛々しい姿で立っているような光景をよく目にします。また、道下には、家庭ごみや産廃と思われるもの、そして廃土処理場、土捨て場と思われるところがたくさんあります。パイロット事業を始めたころは、このような状況になるとはだれしも考えなかったでしょうし、逆に、今の時期はミカンの黄色いオレンジベルトの中で元気に働く農家の人々の姿を思い描いていたと思います。

残念ながら、ミカン価格の低迷や後継者不足など多くの要因が重なり、現在の状況になってしまいました。だれの責任かと追及しようにも気力がなえてしまいますが、市長も常々言われているように、鹿島市は農林水産業などの第1次産業を市の基幹産業と位置づけており、当事者の自助努力は当然のことではありますが、行政や我々議会も大いにその責任を感じ、ただ手をこまねいて傍観、放置するばかりではなく、何らかの手だてを早急にとらなければと、いつも感じております。

遅きに失するかもわかりませんが、大谷やパイロット道路周辺の現状を見るにつけ、これ以上の荒廃が進み、ごみの山とならないように、荒廃農地や中山間農地の有効活用を図り、多くの農家の方が安定と生きがいのある就労ができるような方策を講じたいと熱望するものでございます。

平たん部につきましては、これまでの重点的な投資のおかげで圃場整備も大方終了しておりますが、今後は中山間で就労する農家が生活していけるように、果樹や野菜園芸など、要するに適地適作の品種の導入など、力を注いでいくべきだと思います。

鹿島市においては、荒廃農地の実態では、きのうの中島議員への答弁で、田が35ヘクタール、畑27ヘクタール、樹園地116ヘクタール、合計の178ヘクタールとのことであります。これらの荒廃農地の対策としては、鹿島市の今後の農政運営として、どのような考えがあり、今後、5年、10年といった中・長期にわたる構想があるのか、考え方をお聞きしたいと思います。

質問の大きな項目の2点目です。廃棄物処理とリサイクルについてということでお尋ねをいたします。

まず、ごみ処理についてですが、先日、私の知り合いの奥さんがこぼしておられたことです。どうということかと申しますと、鹿島市が本格的にごみの分別収集に取り組み始めたころは、市役所からも頻繁に説明や指導があつて、市民みんなの意識も高かったけれど、最近の部落内のごみの集積所を見ると、何でもかんでも燃えるごみに出している人が多いようで、余り分別がうまくいっていないのではないかと。一時の熱も、もう冷めてしまっているような感じがすると話しておられました。このことは、私自身も若干心当たりがあることであります。

そこで質問ですが、分別収集やリサイクル、資源ごみ回収の成果が上がっているのか。ごみの量、特に燃えるごみは減っているのか。現状をどのように分析されているのか。問題点はないのか。問題があるとすれば、どのような対策が必要と考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、ごみ処理広域化計画への対応はという内容でお尋ねいたします。

今回見直しが行われた第4次鹿島市総合計画の基本計画の中の廃棄物の処理とリサイクルの施策の展開方向というところに、ごみの広域処理については、効率的な運営を念頭に置いて、佐賀県ごみ処理広域化計画を基本に推進しますとの記述があります。まず、この佐賀県ごみ処理広域化計画はどのような内容のものか、教えてください。また、我々の杵藤広域圏のごみ焼却施設、クリーンセンターも近い将来、寿命が来て、新しい焼却場の建設が必要であると聞いていますが、この建設問題も含め、今後大きな問題として早急な対応が必要であるとの情報も聞こえてきておりますので、将来的にどのようになるのか。また、どのような計画や取り組みが進んでいるのか、お尋ねいたします。

最後の質問の項目ですが、し尿処理と公共下水道のあり方ということでお尋ねいたします。

決算資料の主要施策成果説明書の中に、昨年から新しい資料などつけてもらっており、大変わかりやすい資料となっておりますが、その中で、私もこれまで余りにしていなかった特別会計の起債残高などの資料もあります。これを見ておりますと、一般会計の起債残高の減少と比べ、公共下水道の残高が70億円近くになっている数字を見て、今さらながらではありますが、少々驚いたところでもあります。また、9月議会でも説明がありました実質公債費比率という新しい指標ができ、これは下水道事業の決算もカウントされるということでありました。新聞報道にもありましたが、鹿島市は危険ラインと言われる18%は下回っているものの、県内で悪い方から5番目ということでもあります。一般会計から下水道会計への繰出金も6億円近くで、4億円を割り込んでいる一般会計の建設事業の一般財源よりはるかに多いという状況は御承知のとおりです。ここに来て、鹿島市の財政はこのまま公共下水道を推進して支えきれぬのか、大きな不安を感じるところであります。

そこで、改めて伺いますが、鹿島市の公共下水道事業の全体計画と現在の進捗状況、下水道への接続率と伺いますか、普及率はどうなっているのか。また、現在、工事が進んでいる納富分工区の接続はいつから可能になるのか。そして、納富分工区が完了した後の計画はどのようなになっているのか。将来的には、水道事業のような独立採算のとれる見込みがあるのか。以上のことについてお尋ねいたします。

これで1回目の総括的な質問を終わり、御答弁をお聞きして、さらに具体的なことについては一問一答方式でやりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

おはようございます。ただいまの橋川議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず1番目の①、山浦大谷の産廃処理場の現状と監視体制というようなことで御質問でございます。

現在、御存じのように、山浦大谷の処理場はテクノジャパン株式会社が産業廃棄物安定型最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設として、県知事の許可を受けて営業いたしております。処理場の現状では、乾燥、破碎、圧縮などの中間処理、それに最終処分としては、中間処理されたものも含まれますけれども、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、瓦れき類などが埋められております。現在、許可量の約70%程度が完了しているところでございます。

次に、監視体制についてでございますけれども、許可権者の杵藤保健福祉事務所が月1回の産廃パトロールを実施しております。それには当市からも同行をいたしまして、監視をいたしております。また、産業廃棄物処理施設監視人ということで協定書に載っております、市民の方17名にお願いをいたしております、もし何か不審なことでもあれば市の方に連絡をいただくような体制をとっております。また、地元の山浦地区開発振興会が年数回の現地確認を行っていただく体制を整っております。

次に、(2)番、廃棄物処理とリサイクルについて、①ごみ処理ということについてお答えをいたしたいと思います。

まず、鹿島市のごみ処理については、高度な処理を御理解、御協力いただいているものと思っております。また、指導監視体制といたしまして、各地区の区長さん、特に中島区長会長さんを中心として環境衛生推進協議会というものを組織しておりますけれども、この場をおかりしながら、日ごろの活動に対しお礼を申し上げたいと思います。

先ほどの質問にもありましたように、現在、鹿島市のごみは8種類に分別をいただいております、クリーンセンターへの持ち込み量、平成15年から平成17年までは約7,600トン前後で推移をいたしております。減量化に対しましては、先ほどありますように、いま一

つの感がいたしておりますけれども、野焼きが相当少なくなっているように感じております。また、資源ごみの回収につきましては、自治会、あるいは団体などの取り組みの中で、取り扱い量については年々増加をいたしている状況にあります。分別収集とともに、自分たちの環境を守るために自分たちにできることということで、徐々に市民に浸透している現状だと考えております。

環境に優しいまちづくりの実現のため、分別収集の徹底とともに、資源ごみの回収及びごみの減量化について、いま一つ、市民の皆様に御理解、御協力をお願いしていきたいと思っております。

それから、ごみ処理広域化計画への対応はという御質問でございますが、杵藤広域圏のクリーンセンターの処理は、平成26年を限度として予定されております。そこで、これにかわる計画を進めなければなりません。これに対し、佐賀県が平成9年、佐賀県を4地区に区分けをいたしまして、当地区は杵藤広域圏に伊万里市、有田町を加え、佐賀西部地区ブロックと位置づけをいたしております。その中で、平成11年から検討をいたしてまいりましたが、区域の問題、あるいは時期の問題が折り合わず、今日まで来ておりますけれども、ことし10月3日に推進協議会が発足をいたしました。この推進協議会の確認事項といたしまして三つ、一つ目に、区域は佐賀県が計画する西部地区ブロック4市5町の範囲とするということです。それから、二つ目ですが、平成26年度施設完了に向けて検討をしていくということです。それから、そのためには来年3月には組合を設立していきたいというふうに考えております。三つ目ですが、施設の規模や地区の選定を検討するというので、この3点を確認事項といたして、今後進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)番目の廃棄物処理とリサイクルについてという中で、②し尿処理と公共下水道事業のあり方ということでございますけれども、まず、鹿島市の財政は公共下水道事業を支えきれぬかということでございます。確かに、議員言われるように、公共下水道の事業費が財政を圧迫しているということは御存じのとおりでございます。ただ、これは環境行政の中で、どうしてもやっていかなければいけない事業ということで、この実施につきましては、財政計画を立てながら整備を行っております。今後も計画的に進めていきたいと思っております。特に、先ほどありましたように、本年度から導入された実質公債費比率も加味しながら、実施を考えております。

次に、公共下水道事業計画見直しの可能性はということでの御質問でございましたけれども、平成12年度、全体計画の見直しを行っております。現在、認可区域、大字納富分地区の早期供用開始に向けて整備を進めておりまして、この進捗を見て、考えていきたいというふうに思っております。その中で、大字納富分区の供用開始ができる見込みといたしまして、平成22年度を見込んでおります。

以上、1回目のお答えをいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

私の方からは、荒廃農地に対してどのように考えておるかということに対してお答えをいたします。

まず、今日の厳しい農業情勢の中で、特に樹園地について耕作放棄地が増加しているということにつきましては、十分承知をいたしております。荒廃園対策の構想につきましては、平成14年8月から平成16年3月にかけて、多良岳地区土地利用対策会議として、県や農協、土地改良区など、関係機関で対策を協議いたしましたけれども、取り組むまでのよい方策は出ておりません。しかし、今後、荒廃園対策については、JA佐賀みどり管内の果樹農業の振興の指針として、平成18年3月、生産者代表、行政、JA、関係機関から成るJA佐賀みどり果樹産地協議会において策定をされました果樹産地構造改革計画という計画を実践する中で、当然解消しなければならない課題として、関係者が一体となって実践できる方策を検討していくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これから一問一答方式をお願いをいたします。

最初にお断りしておきますが、わざわざ一般質問までしなくても担当課に行けばいいと言われるような初歩的な質問もあると思いますけど、多くの市民の方がケーブルテレビで傍聴しているということを考慮していただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、テクノジャパンの問題ですけど、あの施設にどのような廃棄物がどのくらい搬入されて、処理されているのかを、これまでのことを担当課でデータをという話をしましたところ、ちょっと県でないとわからないということで、まだ市の方で公表をされないような話を聞いて、私もちょっと県議さんにお願ひして、とってもらって、市の方にやったわけですけど、こういうことは、公表しないということは、本当に非常に残念だと思ひております。これからのデータを定期的に公表することは、地元自治体の責任として不可欠だと思ひますが、なぜこれまで公表ができなかったのか。今後は公表は可能なのか。もし、今後も公表できないのであれば、その理由をまずお伺ひしたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま、テクノジャパンの埋め立て実績の数値について公表できないかということでございます。

これが許可が県の方がやっておりますので、県の方に私たちは問い合わせをするという形になるわけですが、県の方は、市の方には、この数値について教えることはできずと。ただ、これは公表事項ではないというようなことで、公表はしないでいただきたいということで指導を受けております。これは、個人情報ということになっているようでございます。

大枠のところは、先ほど申し上げましたけれども、70%程度埋め込みをしているということ。それから、どういうものを埋めてあるかということは、これは当然、許可を取っておりますので、言えることだということです。埋め立てしている品物としては、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、瓦れき類ということでございます。これは、数字については業者の方とも協定をして知り得た情報ということで、県の方からは話をされております。

ただ、橋川議員言われるように、地元としてはどれくらいの量が今現在埋め立てられているかというようなことの御心配だと思います。これは、私たち市の方でも確認をしながらいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

鹿島市とテクノジャパンとで環境保全に関する協定書というのを結ばれて、これを見ますと、施設の管理運営に関し市より関係書類の提出を求められたときは、速やかに協力するものとありますが、このようなことで市は書類の提示を求めたことがあられるのか、ないのかをお聞きします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

協定によりまして、数件の協定をいたしております。先ほど、監視人のお話をしましたけれども、17名の監視人を出しているという、これも協定の中の一つでございますが、ただいま御質問の数量についての問い合わせは、私が知る限り、いたしておりません。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

テクノジャパンとの間に取り交わされておる、この環境保全に関する協定書の中でも、こ

ういうふうな書類の提示を求めた場合は出していい、協力するということになっておりますので、そういうのは利用していただきたいと思います。

また、産業廃棄物処理施設監視人として、今さっきテクノジャパンのそこに17人の民間人を指名しているということですが、その監視人はどのような方たちなのか。所属の構成などを教えていただきたいと思います。

また、監視人の役割と、その権限というものはどうなっているのか。聞くところによると、監視人でも自由に施設内に入れてもらえないとも聞いております。専門的な知識とか経験など、そのあたりの研修などが実施されているのか。この監視人という制度がうまく機能しているのかをお伺いします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま、監視人体制がどういうふうになっているかということだと思います。基本的には、17名の方ですけれども、17年に委嘱をいたしまして2カ年、18年度までという形になっておりますけれども、井手分、末光、馬渡、南川、川内、山浦、白鳥尾、山浦開拓、大村方区、久保山の区長さんを中心とした方たちをお願いをいたしております。一つ一つ、この監視人の業務について説明はしてありませんけれども、先ほど私の方で申し上げましたけれども、不審な動きとかあれば、うちの方に連絡をお願いするようにしておりますし、それから、廃棄物の監視人に対しましては、委嘱をするときに専門的な研修会もやっております。勝手に敷地内には入れないというようなことでしたけれども、確かに、これは市であっても抜き打ちで立ち入ることはできません。現場の方に出向きまして、お断りをして、オーケーが出れば中の方に入っていけると。ただ、県の方はそれが、許可権者でございますので、立ち入りができるというふうなことで、県に随行した形で私の方は行っているというふうな状況でございます。

それから、先ほどの数値関係につきましても、市の方としてとる必要がない、とっていないということでお答えしましたけれども、これは県の数値を我々は把握をできますので、とっていないということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今、市の方でも勝手に立ち入りできないと。この協定書を見ますと、監視人は市が指名するものとして、テクノジャパンの施設にテクノジャパンの職員の立ち会いのもと、常時監視することができるものとするということと。何といたしますか、常に行って監視ができると

というようなことを書いてあると思いますけど、やっぱり、きょうはだめと言われたり、きょうはよかよと、そのときの都合でということはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

確かに、監視を我々はやっているわけですから、できるだけ、何かあればいけないということでの監視はしなくてはいけないと思います。ただ、私が言っているのは、今も議員からありましたように、立ち会いのもとというような形ですけれども、お断りをして入らないといけないということになっているそうです。ただ、それを断るということであれば、何か理由ということがありますから、そういうのを含めて、我々は監視をしていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

それでは、毎月、杵藤保健所と一緒に産廃パトロールを実施しておられるということですけど、このパトロールで現地でどのような検査というか、点検を行っているのか。それと、これまでのパトロールの中で何か違反というようなことが発見されたことがあるのかをお尋ねいたしたい。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

月に1回、検査を、監視をやっているということで申し上げましたけれども、現地の方に出向きまして、どういう品物が入っているか、それから、中間処理をしなければいけないものは中間処理をしてあるかどうか、これの確認はされています。

それから、埋め立ての勾配等については、その現場で指示をしております。

それからもう一つは、一番下流の方になるわけですけれども、水のサンプルをとって帰しまして、中で不純なものが入っていないかどうかの水質検査をするようにサンプルをとっております。

そういう中で、現場での直接指導は行っておりますけれども、違反の件数としての報告は私の方には上がっておりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

この間、10月19日ですが、白鳥尾が火事だとのサイレンで、私も上ってみましたけど、火災の場所はテクノジャパンの施設内。地元の話では、テクノジャパンの施設内で、これまで火事騒ぎといますか、煙が上がったのが3回ほどあるということであります。地元の間では、何か燃えるガスのようなものが気化して発生しているのではないかと、不安の声もあります。

これらの火災の原因というものを把握しておられるのか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま、議員の質問でありますと、3件ほどの煙が上がったというようなお話でございますが、私の方には3件という形で上がってなくて、先般、10月19日ですか、火事ということで、うちの方の担当も出向いております。

その中では、機械、パワーショベルですね、機械が物を整理中に火花が出て、それが引火物、可燃性ガスに引火したんじゃないかなというふうなことで聞き及んでおります。

火事は、平成16年5月に1回、うちの方で把握をいたしております。そのときも、ガスの引火ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

監視人の方に聞いてみますと、敷地内はおろか、車中でもたばこは吸うなど。あの広いところで、風もしゃあっと通りよる大空の下で、たばこも吸うなど。だから、何か燃えやすいものが発生しとっとじゃなからうかという疑念を、やっぱり抱いておられるわけですね。そういうことも踏まえて、やはり保健所とパトロール、監視に行かれた場合は、やはり、泥をどこからでも何か所か掘って、どぎゃんと埋まっとつかというとも点検する必要があるかと思えますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

議員言われるように、確かに、中にどういうものが入っているかというものも確認する必要もあると思います。

今日まで、私も2回随行して行ったかと思えます。そのときには、直接、ユンボを動かして、掘って確認はしておりませんので、県の方にもそこらをつないで、できれば中身まで監

視できるような形でやっていけるようお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

テクノジャパンの施設の処理能力といいますか、いつかは満杯になるとは思いますけど、最終的にテクノジャパンの埋立期間とか、面積、埋め立てる容積などはもうわかって、決められておるのか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

テクノジャパンの施設がいつまで許可されて、いつまでできるのかというようなことでの御質問だと思います。

1回の許可について、5カ年が許可になっているようです。平成13年に許可を受けられて、平成18年10月、今年度の10月までが1回の区切りで、ことし、その延長をされているようです。この許可の条件は、中間処理と最終処分です。

面積については、昨年、谷口議員の方からも質問がありまして、お答えをしているかと思えます。全体で1万8,894平方メートルになっております。容量は14万7,372立方メートルということになっております。その70%程度が17年度末で終了しているというふうなことになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

ことしの6月ごろのことですが、私の家で佐賀の市議会議員の方とある産廃業者が見えて、要件は、テクノジャパンと同じような安定型産廃処分場を能古見につくりたいと思っているので、ある人から紹介を受けたので、あいさつに来たということでありました。私は、非常に驚きまして、今地元はテクノジャパンだけでも頭を悩ませております。新しく産廃施設など、とんでもないと申し上げ、早々にお引き取りを願いました。

この方たちは、施設をつくる計画しているところの区長のところにも顔を出されたそうで、区内では役員会を何度もされ、総会を開き、役員総出で、区内はもちろん、下流域関係の方たちのところへ反対の署名活動をお願いに行かれまして、心労が大変だったとのことであります。

そこで質問をいたしますが、このような新規の産廃施設を建設する場合の必要な手続はどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。また、業者への許可は佐賀県知事が出

すということになっていると思いますが、その許可の要件とか条件とかいうものはどうなっているのか、知りたいのです。地権者の同意は当たり前でしょうが、そのほか地元の地区の同意、周辺の地区の同意などが必要なのか。それと、地元自治体として鹿島市との関係、市の同意が必要なのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

まず、山浦地区にこの産廃のお話があったということでの御質問でございますが、私の方にも御相談に来られまして、本当に心配そうにされておりました。私たちの知り得ることで御案内をしたつもりでございますけれども、ただいまありますように、産業廃棄物処理施設の設置許可ということに対して御説明いたしますと、まず、事前協議というのがなされるということになっています。それから、もう一つは、法に基づく許可申請ということになっております。

事前協議の中で事前協議書を提出する場合、事業計画書、生活環境調査など、それに関係地区説明会の計画、これが提出されなければなりません。したがって、関係地区へどういふふうの説明をしていくかというのを添付して、事前協議書の提出になるというふうになっております。

地元に対する説明会については、事業計画、これは途中で変更があれば変更も含むわけですが、事業計画、それに生活環境影響調査の実施計画、それから、生活環境影響調査の調査結果、そして、環境保全協定の締結などを説明会の開催の中でお話をしなければならないということになっております。

これに対しましては、市の立場という形になりますけれども、関係地区への説明会に対する関係地区の意見集約をしながら、関係市町村長は意見の照会をするような形になっております。

これが全部済んだ段階で、環境保全協定の締結をいたしまして、法に基づく設置許可の申請ということになります。

法に基づく設置許可がありますと、告示、縦覧をして、それには関係市町村長の意見聴取をして、もちろん関係住民からの意見書も提出が求められますけれども、それを受けまして、専門的知識を有する者の意見を踏まえ、審査をして、許可をするという形になります。

じゃ、許可はどういうものをしなければ許可できないかということですが、事業計画書ですから、面積でありますとか、量でありますとか、期間でありますとか、その中身、いわゆる産廃であれば産廃の種類関係について事業計画書の中には記載をしなければならないというふうなことになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

さっきの業者さんも、今ちょっと、何と申しますか、まだ保健所などにも何にも提出していないということで、ちょっと切れた状態にはなっておりますけど、現在、地元の不安がやっぱり非常にあるわけですよ。

それで、今後、もしこの新しい産廃処理施設等が現実のものとなってきた場合に、鹿島市の基本姿勢としてどのように対応していくつもりなのかを、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、いきなりこういうことを申し上げたら、ちょっと誤解を招くかも知れませんが、この話をするには、ここからスタートしなければいけないので、あえて申し上げますと、これは今の現代社会を支えていく上では、やっぱり必要な施設なんですね。ですから、この施設に対する法律、先ほど手続の問題もございましたが、この法律というのは、これをなるべくつくらせないというスタンスはとっていないんですね、法律自体が。要するに、地元住民の不安というのは、決まりをその施設が守ってくれるか、今までのものも含めてですね。それに尽きると思っております。

現実には、法律で決まるとおりの手続を経てこられると、断れないと思うんですね。ただ、外からもこういう安定型の廃棄物を持ち込むということも、これはあるわけですし、地元の市長としての心情から言えば、これを言ったら、また怒られるかわかりませんが、できるならつくってもらいたくないという心情は、やっぱり正直言って、あります。

こういうことで、私のこういう問題に対するまず考え方といいますか、を申し上げますが、やはりもしそういうことになった場合に、今まで以上に慎重に、これは我々としても手続に関しても、やっぱり慎重に慎重にという態度をとっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

とにかく、周辺地域の皆さんの悩みの種をこれ以上大きくしてはいけないという現実的な問題もあります。このような問題が市内各地に広がらないのか、心配もあまして、この問題は許可権限を持つ佐賀県の問題と、傍観者としてとらえることなく、当事者として鹿島市の対応を切に要望しておきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。中山間地農業の振興についてであります。

先ほど、荒廃農地の実態と荒廃園対策については答弁をいただきましたが、若干、具体的なことについてお尋ねをいたします。

まず、現実的に直面しているのがイノシシによる農作物の被害の深刻さがあります。今や鹿島市は、有数なイノシシの生息地帯と言われております。能古見で言えば、既に筒口付近までイノシシが出没しており、年々、被害面積が拡大して、もう平たん部といえども安心できないのが実態です。

市においては、イノシシ被害の実態をどう把握しておられるのか、どのような被害が発生しているのか、被害金額、イノシシの捕獲頭数など、統計があれば教えていただきたいと思っております。また、その被害対策をどのようにしてとっておられるのか、まずお伺いいたします。現実的な対応として、まずイノシシの駆除が必要かと思っております。イノシシの駆除や捕獲には免許が必要と思っておりますけど、その免許費用や会費など高いと聞いております。これらの免許取得や経費が特区の指定などで手続を簡単にしたり、負担が軽減される方法はないのか、まずお伺いしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

イノシシの被害に関しての御質問をいただきました。漏れることはあるかもわかりませんが、順を追って答弁をいたします。

まず、イノシシの被害の状況なんですけれども、金額で申し上げますと、平成17年度でイノシシ被害金額24,410千円ということになっております。捕獲の頭数が121頭。平成18年度、11月15日からは狩猟期間となったわけなんですけれども、4月から11月14日までの捕獲頭数が183頭ということで、ふえております。

それから、具体的な被害の状況なんですけれども、水稻においては踏み倒し、食害、それから、ミカン、芋、その他の野菜も食害ですね、そういうふうな被害の状況にあります。

それから、対策ということなんですけれども、対策につきましてはこれまで広域の駆除対策協議会が中心になって、電気牧さくや箱わななどの設置、それから、捕獲をいただく猟友会への捕獲報償金などについて助成を行っております。

それで、これに加えまして、佐賀県の方では平成15年度から、増加するイノシシ被害に対処するために、狩猟期間を2月15日から3月15日までということで、1カ月の延長がなされております。

それから、平成18年3月には、構造改革特区ということで、わな狩猟免許には、網とくくりわなということで二つ、これまでありましたけれども、これをどちらか一つだけでも免許取得ができるということで緩和を特区によってされまして、捕獲従事者の方の確保を図って

いくということがとられております。

それから、免許取得をするために費用がかかります。その費用は、免許の種類が3種類ございまして、費用の金額といたしましては、狩猟登録に要する県税の狩猟税が5,500円から16,500円、それから、講習を事前に受けるということで受講料が9千円、それにテキスト代が2千円、そういうふうな経費がかかることになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

イノシシ対策に狩猟免許を取るにしても、少なくとも30千円前後の金が必要ということで、農家の方たちは趣味の狩猟じゃなかわけですよ。生活のためにやむを得ず、狩猟免許を取らなければいけない。イノシシから我が生活を守るためにも、やっぱり狩猟免許を取ることでもありますので、そこら辺で何かの軽減措置が必要じゃないかと思っております。

私も、ある人から言われたんですけど、議員みんな狩猟免許を取れと、そして、とってさるいてくるっぎ、ほんによかのというふうによすよ。やはり、そのくらい深刻にイノシシに対しては悩んでおられるということでもありますので、そこら辺もひとつよろしく願いたしたいと思います。

次に移りたいと思います。

質問の冒頭でも申し上げましたが、将来に夢を持って、多大の費用と労力を投じて開墾し、丹精込めて育てたミカン園などが荒廃の一途をたどっております。特に、鹿島市管内の中山間地帯は、これまでミカンを中心とした果樹農業により発展してきましたが、生産者の高齢化、価格の低迷など、いろいろな要因が絡み、後継者が減少し、生産農家の減少や栽培面積の激減に拍車がかかっており、産地の維持自体が極めて厳しい局面を迎えている状況であります。

このような状況を背景として、昨年7月、さっき平石課長もおっしゃいましたが、JA佐賀みどり果樹産地協議会という新しい組織が立ち上げられ、これには県や市、JAなど、多くの関係機関が参画して、昨年11月には「次の世代に産地を引き継ぐために」というテーマで、果樹産地構造改革計画というものができ上がっております。この計画の内容はどういうものか、ひとつ概要でいいですから教えていただきたいと思っております。

また、今後、鹿島市が推進する中山間の農業振興の施策との方向性といいますか、連携や整合性がとれているのか、具体的な取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

果樹産地構造改革計画につきまして、概要を申し上げます。

議員、先ほど申されましたように、今後の果樹振興を図るための統一した指針となる計画ということで位置づけをされております。先ほどありましたように、関係機関が一緒になってつくったものでありますので、当然、行政から支援を行うという場合にも、この計画がある、ないということが条件となっております。具体的には、改植を国庫補助事業でやるという場合には、この計画がなければならないという条件となっております。

それで、内容の概要につきましては、果樹全体の振興ということで、生産面、それから販売面、すべてを網羅して、そして行政、それから果樹生産者、農協が、これによって産地として10年後を目指してやっていくと、そういうことになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

具体的な対策として、前から話が出ておりましたけど、山林へ戻すとかというようなこともありましたが、その前にやってみることはまだまだたくさんあると思います。まず、現在の主力産品であるミカンをいかに復権、復活、また再生させるかが大事かと思えます。例えば、同じミカンでも、今、極わせの「いさお」ですね、あれも5年計画で面積を3倍、生産量を5倍にふやすような計画もできておるようですので、そういうぐあいにしてやっていただきたいと思えます。

また、これまでミカンに偏り過ぎていたとの反省もあるのではないかと、昨日、中島議員もお茶畑というような話もあっておりましたように、落葉果樹ですね、例えば、カキ、梅、ブドウ、桃、ナシ、キウイ、ギンナンなど考えられますけど、このような品種へ重点推進品目の転換で新たな特産物の生産を目指す、このようなことも考えられないかと思えますが、市としての考えはいかがでしょうか。意見でもいいです。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

ただいま議員が申しいただきましたように、この計画の内容は、そういうふうなものになっております。

ミカンが平成11年から長期的に価格が低迷をいたしております。鹿島市のミカン全体を考えてみますと、ピーク時からいたしますと面積も約半分、販売価格もやはり半分ということになっております。そういう状況にある中でも、今現在、生産が過剰をして、やはり国内における消費が縮小をいたしておりますので、ミカンから他の果樹への切りかえ、当然こういったことでそれをどういうふうにしていくかということで計画をここに具体的な目標数値と

ということで掲げておりますので、これによって一緒になってやっていくということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

これも荒廃園対策の一つになると思いますけど、農家の出身じゃなくても、若い人が会社に勤めるような感覚で農業に従事できないか。また、一人前の農家人として自立ができるような支援ができないのか。また、山口瑞枝議員も言うておられましたように、退職後の第2の人生を農業にかかわってやっていかれないのか。新規就農者への支援体制というものはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

新規就農者ということで、その支援対策ということですが、今議員からありましたように、具体的に鹿島で事例があります。市外の方で、お勤めであったわけですが、新規に就農をしたいと、鹿島市を選んでいただいております。それで、その方からお話を聞きますと、やはり荒廃園に着目をされたわけです。と申しますのは、やはり外から鹿島市にお世話になって、なかなかスムーズに受け入れがいただくかという心配をしたと。そうした場合、自分としては荒廃をしている農地を探していただいて、そこを売っていただくなり、貸していただくなりしてやると、こういったことが一番よくはないかなということでやりましたということで、実際、新規に就農をされている方がいらっしゃいます。その方は、農地はお持ちでなかったわけですが、鹿島市に住所を移していただいて、農地を取得されたと。そして、当然、認定農業者、そういった御相談があって、その認定作業をいたしまして、認定農業者として認定をされました。

したがって、あとは、その方が計画を達成するためのいろんな資金の支援とか、そういったことは認定農業者として十分受けられるという条件を整えられたということになるわけでございます。そういったことで考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

そういうふうに、農地を持たない新規就農者に対しても後押しをしていただいて、荒廃地が少しでもなくなっていけばと考えております。

桑原市長は、市長5期目の重点施策として、定住人口の確保、定住促進、交流人口の拡大を市政運営の公約として掲げておられます。また、今12月議会冒頭の市長演告では、基本計画の改定に関連して第1の柱として、産業の振興では定住促進対策として、企業誘致はもちろん、鹿島へのUターン、Iターンなどへの対応、夢のある田舎暮らしへの支援、空き民家の活用、退職後の人材活用に取り組みますと、その決意を表明しておられます。この公約の実現のためには、Uターン、Iターンの受け皿づくりがすべてではないかと私は思っております。そのため、鹿島市における1次産業の振興は不可欠であり、定住促進の政策と表裏一体として推進してほしいと思いますが、どのように具体的な政策へ結びつけていかれるのか、考えがあれば市長にお聞かせ願えればと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

まさに今回の市長の柱でございます定住促進対策でございます。我々は、来年度にどのような形でこの施策を実行するための方策を反映させていくかということで、今積み上げをしております。

その中でも、やはりUターン対策、きのうも山口瑞枝議員の質問の中で、農への参入をどう考えていくかというふうなことを一つの例として挙げていただきましたので、私はコミュニティービジネスという言葉を使って、佐賀大学の教授と今研究に入っているというふうなこと、そこから生まれる一つの農業のビジネスという、そういった展開もありましょうし、そして、帰ってきていただくUターンとかIターンの方に対して、本当はお金があれば何十万円助成するから帰ってきてくださいよとか、来てくださいよという形になると思いますけど、非常に今こういった状況でございますから、市長から常々言われているのは、お金をかけるのはたやすいかもわからんけれども、心で接するというか、心でお世話するといえますか、そういう形で、来ていただくような仕掛けを、やはり考えていくべきだというふうな指示も受けておりますので、もう少し整理をいたしまして、新年度の審議あたりには御提案申し上げたいと思いますけれども、おっしゃるとおりに、受け皿づくりというのが一つのポイントになると思いますので、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

時間も余りないようですので、飛ばしていきたいと思えます。

下水道ですけど、現在、供用開始している地区で接続をしてもらっていない世帯への対応をどのようにされているのか。また、これからの供用開始される納富分地区へのPRはどの

ようにされていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

まず、接続をしていただいていない家庭に関しては、前回の議会でも松尾議員の方からも御質問がございましたけれども、やはり回ってみますと、経済的に大変だというのが第一に出てまいります。また、その次には老人世帯、こういうのが出てまいります。今回、市長の方から指示を受けまして、部課長を中心として推進をするようにというようなプロジェクトを指示されましたので、今回、部課長で班編成をいたしまして、接続されていない家庭について全家庭回っております。今、結果の集計をいたしておりますけれども、やはりその中に出てきますものも、ほとんどが経済的に大変だということ、それから、老人世帯であること、それから、家が老朽化しているというようなことが主な理由で上がってきております。

ただ、それにつきましても、できるだけ推進をできるようにということで、今まで利子補給関係につきましても、まず便器1台につきまして、今まで600千円の借り入れができるようなことにしておりましたけれども、これを1基800千円にしまして、1件当たり最高1,600千円を上限としてやりましたし、利子補給につきましても、3年以降につきましてもできるだけ借りやすいシステムをつくらうということで、80%の利子補給をしたいということで、今回推進をやっておりますので、こういうことを引き続き行いまして、できるだけ理解をいただくようお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

時間がないので、それでは最後の質問といたします。

市長にお伺いとお願いをいたします。

今回、一般質問をするに当たり、テクノジャパンへ搬入されている廃棄物の種類と量を担当課へ資料としてお願いしたところ、答えは、県がというような話でありました。確かに、許可の権限は県にあるかもしれませんが、もし有害物質の投棄など問題が発生した場合、すべて県の責任で処理していただけるとは到底思えません。産廃問題に限らず、市民生活にはいろいろな不安がつきまといまいます。そのような場合に、市民が頼りにできるのは市町村であります。それに、市町村はきちんと対応していく必要があります。

市長は、定住促進のため、産業振興、特に企業誘致に力を入ると表明しておられます。今後、市内のあらゆる地域に、その地域の特性を生かした企業、事業所の進出を促し、鹿島に新しい産業の立地の可能性を探っていくなくてはならないと思います。企業と地元住民の橋渡しをするのは行政の役目だと思っております。情報開示やアフターケアが十分に行われ、

地元住民が安心して日々の生活を営むことができることを保障しなければ、住民は行政を信頼しなくなります。優良企業の進出にも疑心暗鬼となり、一つの対応を誤れば、反対運動も起りかねません。せっかくの企業進出のチャンスを失い、他の市町村にとられるようなことにもなりかねません。問題は、一産廃施設の問題にとどまらないことを認識していただき、緊張感と危機感を持って物事に当たっていただきたいと思うわけであります。

また、市長は、市長就任以来、鹿島市のトップセールスマンを自認しておられます。その姿勢はずっと持ち続けていただきたいと思います。市長5期目も間もなく1年になります。公約の多くが実績として開花することを市民は期待しております。職員に任せるところは任せながらも、JR問題、中山間地総合整備事業の問題を初め、企業誘致、国・県の予算の獲得など、鹿島市のトップセールスマンとして市長の奮闘をお願いしたいと思います。

このことを市長にしっかりと申し上げまして、市長の考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

しゃべりながら、頭の中、ちょっと組み立てますので、少しゆっくりしたものになると思いますが、まず、産廃施設の問題は、申されますように、やはり住民が一番頼りにするのは、住民に一番身近な行政体の市町村なんですね。そのことを私どももしっかりわきまえて、先ほど亀井課長の方からもございましたように、県の管轄、これはちゃんと役割分担があるわけでして、ここの仕分けはちゃんとしなければいけないと思いますが、やはり我々が県に対して、県と住民の間を取り持って、市民の皆さんの不安を払拭するように、こういう役割は市としてもあると思いますので、十分にその機能を発揮していきたいというふうに思います。

また、市政全般にわたっても、やはり先ほど申されましたように、任せることは任せると。確かに、部長制をしいてから、かなりそのことが可能になってまいりました。そして、私がしなければいけない仕事というの、それに集中できる体制が以前と比べれば随分そういうことになってきましたので、私がやらなければいけないことというのを峻別しながら、これを重点的にやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で8番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番議員青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。通告に従いましてというよりも、今回は市長の御指名でございますので、この間の野球の懇親会の席上、市長がつかつかつと私の方に参られまして、青木議員は、県が言うたことを読みよっだけじゃないですかと、人の言いよっばんと、こういうふうなお話でございましたので、私、16年間議員をやっております。こういうことを言われたのは初めてでございました。それはそれとして、一般質問は続けてみたいと思います。

今、鹿島の長崎本線の問題は、私は去年の12月も同じ質問をやっております。それから、余り県と鹿島市の交渉は進展をしております。そういうこともありまして、余り質問していなかったわけでございますけれども、政治の停滞は許されないのに、なかなか先へ進んでいかないという危機感は持っております。

12月1日が、あれは新聞に桑原市長の顔が載ったとき、私の身内の、もう八十二、三になりますけれども、たまたま来まして、桑原市長さんな、一人でよう頑張りよんしゃんねと、こう言うわけですね。やっぱり鉄道のなしなっぎ、あんまい電車には乗らんの、どぎゃんでん寂しかもんねと、こういうふうな意見なんですよ。みんな、市報を見て、いずれなくなると、すぐにでもなくなるような感覚を持っておられるのが、これが実情ではないかと思うわけでございます。

12月の市長の演告を聞きましても、第1番目に、20年、30年先の鹿島市を考えた場合に、長崎本線の経営分離に同意すれば、地域が疲弊していくのはわかっているとっておられますが、今のままでも現在の施策でやっている限り、疲弊しないとは言えないのではないのでしょうか。

まず、市長は、第三セクターになれば赤字路線で近い将来なくなると断定して論議を進めておられます。我々と全然違うのは、佐賀県と長崎県が、やはり上下分離方式の下の部分、線路、鉄橋、駅舎などは佐賀県、長崎県の県道と同じ考えでよいのであって、高千穂線や阿久根線とは基本が違うということでございます。上の方の車両の購入にいたしましても、固定資産のなるべくかからないように援助をしようと言っております。あとは、沿線住民の方が全く利用しないということはありませんから、大きな赤字にはならないと思うわけでありまして。今でも僻地のバス路線には国、県、市で、これは鹿島市だけに限りませんが、どこの行政でも補助しております。鹿島市のバス会社に25,000千円ちょっと出しているじゃないですか。山間僻地の皆さんの最低の交通の保障は当然だと思います。中学生に対する通学の補助も大概の行政機関は出しております。ただ、七浦方面の人を余り脅かさないでください。皆、市長が言え、なくなると信じてしまいます。県知事の話も、鹿島市の人々に平等に聞いてもらおうじゃないですか。それが情報の機会均等だと思います。

第2番目に、新幹線長崎ルートが西九州の一体的な発展に大きな効果があるとは思えませ

んと、市長は主張しておられます。市長もなかなか説得力があるわけでございまして、大局的には私もそうかなと思いますけれども、我々は地方議員として地方を代弁する議員として、地方は地方の主張を、地方の便利になるようなことを主張していかなければならないと思うわけでございます。そして、もっと、もう一つ大きな視野で考えますと、新幹線長崎ルートが鹿島市などの反対でもしできなかった場合、いろいろあると思いますが、JR九州の経営者の視点として、今後の営業の重点を九州新幹線鹿児島ルートに移していくと、これは私の想定でございますが、そういうふうになりはしないかと思うわけでございます。営業、いわゆる旅行会社、いろいろ旅行会社はございますけれども、JRとタイアップしていく場合に、九州新幹線の鹿児島ルートを主体に持っていくのではないかという心配で、こちらの方はそのままの白いかもめだけでは集客力が少ないのではないかというふうな心配でございます。

今後、鉄道建設、これは行政独立法人の鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、鹿児島ルートは年間、これは大体、福岡まで通ってからか、2年ぐらい前に決まるそうですけれども、推定で年間約130億円から160億円の貸付料を30年間、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に払っていかねばならないということでございますが、それを払うためには、今後の観光など営業活動を南九州、宮崎、鹿児島等へ重点的に移す可能性が大きいのではないかと思うわけでございます。相対的に、西九州、佐賀、長崎方面はそのままということになりかねません。近隣市町村の中で、鹿島市だけ反対運動を執拗に続けられている桑原市長も、そろそろ妥協した方がよいのではないかというのが我々の声であります。

第3に、子や孫に何を残してやるかということをおられます。地域の将来への思いは、私だって同じです。議員生活16年、このままでは鹿島は落ちこぼれていくという焦燥感があります。市長と思いは同じですが、考えが違います。市長は、白いかもめがなくなれば、鹿島はイメージダウンすると市民に感覚的に説得され、市長に再選されました。戦術がうまい、実に小泉流だと感服いたします。

白いかもめが今51本通っているようですが、本数としては今までの20本、上り下りで10本ずつということでございますから、今までの20%になるわけでございますが……（発言する者あり）上下5本ずつで10本になるわけでございますが、実際のお客の集客力というものは、大体45から50ぐらいになるだろうということで、通学などの普通列車は今までより、特急待ちがない分、十四、五分早くなるというふうになっております。そのかわり、武雄からの準高速を持ってくる、沿岸道路を6年前倒しでやる、鹿島市が今まで願望していた高速道路が2本できる予定でございますので、これを長崎本線の特急が通らないことと、武雄方面は通らないですね、と、新しい振興策で高速道路が2本できることをはかりにかけた場合、私はこの高速道路をつくった方が子孫のためにはずっといいと思います。

JRは、貨物はありませんし、今日の物流は90%以上が自動車型でございます。企業誘致もインターから10分のところと言われております。新幹線が来ても、嬉野まで15分、武雄ま

で15分ぐらいであれば、阿久根市がよく例に出されますけれども、阿久根市は自動車で鹿児島県庁まで2時間、110分、列車は61分、現在のところでは一番近いところの地区のインターチェンジまで63分、優にかかるところでございます、鹿島市とは比較にはなりません。高速をつくって、子や孫が自宅から通える交通体系こそが本命ではないでしょうか。

第4番目に、市長は演告の中で、定住促進と交流人口の活用を挙げておられます。今、若者の鹿島市の流出、鹿島市の、市長では、県は鹿島市が悪くなるような年代層を恣意的にとっており、ほかの年代層には必ずしも悪くないと、この間は答弁されました。総務省が、これは法令で決めたもので、地域活力の程度をはかる目安にしております。県平均が若者の定着率は76.3%、鹿島市は65.1%、武雄市が73%、鹿島市は教育には力を入れており、小学校、中学校とも県内ではいい方だと聞いております。鹿島高校、鹿島実高、塩田工業高校、太良高校、高校群には恵まれておりますが、地元就職口がないということで、中堅の労働力を有効に利用できていないではございませんか。今後の企業誘致条件として、高速道路、堅実なる地方行政、意欲ある、即戦力ある人材が得られる地域などが企業誘致の条件と言われております。2次、3次産業で若者の定着、定住人口の増加を図るためにも、高速道路の促進は急がねばならないと考えますが、いかがでございましょうか。

佐賀県の7市の市税を調べてみました。これは平成2年、桑原市長が就任されたときでございますけれども、そのときの平成2年の決算は市税は、これは馬場市長のときでございますけれども、2,467,000千円、これが平成16年の決算で2,676,000千円、108%の伸びでございます。これをほかの市と比べてみますと、佐賀市が132%、唐津市は165%、鳥栖市は144%、伊万里市が120%、武雄市が158%、多久市が120%、佐賀県が——県は鹿島市よりも伸びております。ここに、ちょっとわかりません。県税の収入も、鹿島市よりは伸びております。7市の中では最低でございます。

17年になりますと、市町村合併がございまして、16年をちょっと参考に、一番わかりやすいと思ってしておりますけれども、17年も18年も鹿島市の税収はそんなに変わっておりません。——佐賀県は112%でございます。

民生費が鹿島市はかなり伸びておると、市長はこの間おっしゃいましたけれども、鹿島市も佐賀県も、平成2年と比べてみますと1.75倍、これは鹿島市も1.72倍でございますから、これはほとんど変わりません。世の中がそういうふうな時代になってきているんです。そして、産業構造、これを見てみますと、鹿島市は馬場市長のころは、いわゆる1次産業は基幹産業だということで、そのころの鹿島市の1次産業の総生産額は6,474,000千円、これが平成——これは市町村ハンドブックに14年しかついておりませんでしたけれども、4,615,000千円、約71%、29%ダウンしております。1次産業の就業者、平成2年は4,067人で、比率が26.9%でございました。平成17年は3,022人で17.7%、約68%に減ってきております。武雄市と比べてみますと、武雄市が平成2年に16%、17年には9.6%でございますので、これ

は6%減ってきております。

産業構造の転換がおくれている、これを取り戻すためにはどんな施策をするか、このまま県と対立していいのかどうか。この辺が私は一番心配するところでございます。ことしは、農業収入は壊滅的な打撃を受けました。佐賀県の平均が作況指数が49ということでございますけれども、これは作況指数であって、実際農家の手取りというものは非常に落ちてくるというふうに考えております。農業収入以上に、今は年金が、養老年金、障害者年金、それから生活保護、そういうものが鹿島市で50億円ぐらいございますけれども、平成2年当時、それが幾らぐらいだったか、まだ調べておりませんが、50億円はないはずで、40億円あったのか、30何億あったのかわかりませんが、年金で皆さんは暮らしを立てている。もう産業じゃない、農業は特に年金で支えている。今度のような災害が起きれば、年金からまたいろいろ引かれますけれども、実際は年金頼りの生活になっているということでございます。

交通体系も、鹿島市は武雄嬉野のインターチェンジまで約16キロ、現在、約23分、これは佐賀県でも太良町が約40分、これが一番遠いわけですがけれども、玄海町が22分、大町町が10分、江北町が16分と、こういうふうに鹿島は高速道路には恵まれた方ではございません。こういう問題を含めましても、高速道路の着工は急がねばならないと、私は思うわけでございます。

交流人口の増加という問題に対しても、これは観光客は鹿島は非常に数だけはい多いんですけども、実際落とす金というものは非常に少ない。この辺が改善をしていかなければならないというふうに思うわけでございます。もともと、鹿島にはホテルがないからということでございましたけれども、現在は立派なホテルがあります。そういうような意味で、交流人口も非常に、どのようにしてやっていくのか、この辺も旅行会社をピックアップして、そういうところと提携していかないと、なかなか伸びていかないのではないかと心配するところでございます。

何回も申し上げておりますけれども、企業誘致が鹿島市は進んでおりません。これは、これこそ県の資料でございますけれども、昭和26年から平成16年の企業誘致件数はわずかに9件であり、平成9年度以降は3件、県内の旧7市の中では最下位、これは県全体の459件のわずか2%。今度、18年度に2社ほど来ていただきましたけれども、1社は企業の工場の集中であり、企業進出には間違いございませんけれども、そういうことでございます。

鹿島市の平成15年度の工業製品出荷額は329億円で、県内7市中第7位、県全体では1兆4,741億円でございますので、ここでも低迷しております。企業誘致がいかに大きな雇用や生産を生み出しているか。これは企業数は少なくても、企業の雇う人間が多いと、鹿島にも優良企業ございますけれども、全国的に見れば、中小企業でございまして、大企業はやっぱり今、武雄、この間、有田、伊万里にはSUMCOという半導体の世界一ぐらいの大きな企業が進出を予定しております。この辺に我々もぜひ、そういう企業に来てほしいわけで

ございますけれども、いかんせん、社会的なインフラ、高速道路が遠過ぎるというハンディがあるわけでございますので、今からでも遅くないと、我々はそういうものに今、目を開いていかなければ、とうとう本当に取り残されてしまうと、危機感を持っているところでございます。

通告のところに、一番ぐちに書いておりますように、鹿島市が今度9月議会でビデオの作成をされました。その反応をお聞きしたいわけでございますけれども、9月議会の演告の中で市長は、16ページでございますが、「それぞれの県民が賛成側、反対側の意見を聞く機会を設け、内容、実態をしっかりと理解した上で新幹線長崎ルート建設の是非が問われるべきだと思います」と、こういうふうに述べられておるわけございまして、我々はその確認事項と、いろいろそれに余りにもこだわり過ぎると、本当の情報皆さんに伝わらないのではないかという心配をしているわけでございます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

質問が多岐にわたっておりますので、できるだけ丁寧にお答えしたいと思います。

まず、青木議員に私はある場所で言いました。ぜひ、議会の前でやりましょうと。それで、私が言いましたのは、結局、振興策とか、あるいは同意するとか、しないとか、協議とか言う前に、長崎ルートの本体の話をちゃんとやりましょうやと。私と考えを逆にしておられることは、なかなかその話を乗ってこられないじゃないですかと。だから、ここが一番大本ですよと。長崎ルートそのものが本当に必要なのか、効果があるのか。だから、この議論をしましょうということを申し上げておったんですけど、残念ながら、相変わらず本質論というのはなくて、協議をして同意をせろということをおっしゃいますから、非常に残念であります。

結局、県民、あるいは市民、これは新聞社のアンケートでも明らかですね。あるいは、鹿島市議会、これは前回の議会でも経営分離に同意をしないという決議、あるいは、タイトルは違っていましたが、経営分離を前提とした振興策の協議は県とはしないと、こういう決議も議会でもなされております。これについて、同じ議会人である青木議員がどのように考えておられるのかなと、非常に疑問に思います。

また、平成8年に大きな山場がありましたね。新幹線長崎ルートが着工区間に入るかどうか

か。そのときに井本知事は、私たちの約束をちゃんと守っていただきまして、経営分離の同意はとれていないということを国にちゃんと言っていたいただきました。結局、長崎ルートはそのときには着工区間に入りませんでした。

そのときのことをちょっと思い出してみますと、これは青木議員に別の場所で申し上げましたが、結局、そのときは振興策というのは何にもなかったですよ。ついていなかったですよ。しかし、そのときは実質的に青木議員外何名の方は、県の言うとおりにせんかというふうな動きをされました。今回も、県の言うことを聞けと。要するに、振興策云々の前に、とにかく何が何でも、県が言うけん、その言うとおりにせると、そういうことを言うておられるように私には聞こえるわけですね。

私は、やっぱり、この問題の本体は、整備新幹線長崎ルート、この問題が本当に県民が望んでいるものなのか、あるいは、このお金をかけただけの、数千億円のお金を投じただけの効果があるのか、この問題を本体の議論としてとらえて、そして、だれが見ても、これは大きな効果があるという認識があれば、我々だって道筋が違ってくると思うんです。そりゃ、国や県がやっていることですから、我々は場合によっては協力をしなければいけないようなこともあるかもわかりません。そのときに初めて振興策とかなんとか出てくる問題だというふうに私は思っているんです。

しかし、県も、9回の協議を終わって後、あるいはまた、この前、数日前の副知事との記者会見の席上でも、だれが考えても、佐賀県にとってメリットないですよ、県の結論はそうなんですね。こういうものに我々が同意をしなきゃいかんか。

それからまた、これも数日前の新聞に載っておりましたが、武雄市議会で今の計画、長崎ルートの計画では効果はないと、多くの議員さんがそういうふうに言われたという記事が載っています。あそこは、新幹線ができたなら停車駅があるというふうな武雄市議会できえ、ようやく新幹線長崎ルートの中身に気づかれて、「ひかり」や「のぞみ」は来ないんですね。ほとんどが在来線利用です。だから、新幹線と呼べるものではない。在来線の特急に毛が生えたぐらいのものと、こういうふうなことであります。

ちょっと、私の知人から、先ほど入手をしましたが、鹿島鉄道ってあるんですね、茨城県に。これは、1979年4月1日に関東鉄道から分離して設立をされた。同時に分離された元筑波線の筑波鉄道は、1987年に既に廃止されている。しかし、この鹿島鉄道がことしの3月30日に廃止届を提出し、鉄道線は2007年、来年の4月1日に廃止される予定であると。また、県と沿線市の市長と議会議長でつくる鹿島鉄道対策協議会は、2006年11月中旬をめぐりに支援策をまとめ、存続するか、廃止をするか決定するとしていた。しかし、この協議会及び沿線市の財政支援を今年度で打ち切ることを決定した。したがって、廃止と。こういうことは現在でも起こっているんですね。

私たちは、経営分離をされた後、非常な危機感を持つというのは、極めて、全国の例から

見ても、しかも、大学の教授に私たちはいろんな第三セクターについての中身の検証をお願いしていましたが、全国の第三セクターと比べても一番条件が悪いと、これが存続するための条件としては一番条件が悪いと、こういうふうなところ。したがって、これが経営分離に同意をした後、第三セクターになったら廃止になるのではなかろうかと、大きな危機感を持つというのは、これは当然のことだというふうに私は思うわけであります。

もう一つ申し上げておかなければいけないことは、今現在、これはきのうの谷口議員にも申し上げましたが、現在、再開へ向けて今、県と交渉をしていますね。これは新聞にも載っておったと思います。副知事とですね。これは鹿島市が、青木議員も青木議員の仲間の人たちもこういうことを言われますが、市長が断いおって。そうじゃないです。

例えば、2週間ぐらい前に長崎県のNHKで1時間15分か20分ぐらいの大討論会を番組でされました。そこに私は出演依頼が来ましたが、当初、長崎県までずかずか行ってやるというのはどうかなということで出演を渋っておりましたが、NHK長崎の方からぜひということもあり、じゃ、鹿島市役所から中継で私だけをですね、身を長崎県に乗り込まない、そういう形で私の考え、コメントを言わせていただきますという形で参加をしました。そこで、賛成、反対はもちろん、指摘があったんですが、長崎県の方と佐賀県の方にNHK長崎は出演依頼をされたんです。ところが、断られました。これは番組の中で、ぜひ特別委員会でもこの番組、1時間何十分、見ていただきたいと思います。その冒頭に、NHK長崎は、長崎県に出演依頼をしていたが、断ったということをおられます。佐賀県の方にも交渉しておられたということをお聞きしております。

また、県内のほかのテレビ局、ここから、ことしの春に、1時間番組だったですか、知事と私の討論番組を組みたいということで出演依頼がありました。県知事の方は承諾していますからということだったんです。私は、そこで、わあ、よかったと思って、出演しますというふうにテレビ局に言いましたら、なぜか、1日、2日たってからだったと思います。佐賀県の方から断られましたと。その番組、没になったんです。

あるいはまた、今度、来週ぐらいになりますか、佐賀で、ある人たちの主催で討論会が開かれます。そこに私に出演依頼があったんもんですから、いや、これはですね、6項目協議というのは、この沿線、並行在来線の沿線内部の取り決めですから、しかし、佐賀市でいっても、やっぱり県も一緒に出席しましょうよと、両者の考えを言った方がいいですよということで、これは私の方も県と一緒に出ましようよと、あるいはまた、その主催団体の方からも県に出てくださいという依頼をしていただきましたが、いや、県は出ないと。この6項目に係る分は、別にちょっと理由を言いますが、これ以外にそういうふうにはできるわけですよ。両者の考えを、同じ場所で出席をしてですね。私は、それをやっぱり歓迎しているんですけど、県はされない。

したがって、私が拒んでいるんじゃないんです。私は、やりましようと言っているんです。

あと、具体的なことは課長の方からも申し上げますが、長崎ルートの効果はないと、この本質論をしましょうと言っておりますが、このことをもう少し、近ごろ、きのうになって、私、ぼっと思ひ浮かんだことがありますて、時間短縮効果ですね。これを、例えば、佐賀にだけ今の特急列車がとまると仮定してと、短縮効果、比較をしますと、こうなりますよという説明をしておりますが、もっとわかりやすいのがあると、私はぼっと思ひつきました。

それは、今、新幹線長崎ルートの最速と今の白いかもめの最速と比較して26分の差がありますと、時間短縮が生じますということです。26分のうち、フリーゲージトレインで鳥栖ー博多間を利用することによる時間短縮効果が5分ありますから、それは在来線を利用しても5分の効果は出ますから、26分引く5分、これで比較をするべきです。21分の短縮効果があると。その一方、長崎ルートの21分の短縮効果が出るというのは、途中駅に3駅だけとまると仮定しての21分なんです。ところが、最速の今のかもめ号は特急列車停車駅の全駅にとまりますね。これと比較した数字なんです、21分というのは。だから、在来線の白いかもめも3駅だけとまると仮定したら、三つとまらないようになりますから、1駅2分30秒として7分30秒。21分から7分30秒引きますと、13分30秒なんですね。これが妥当な比較だと思います。

つまり、2,700億円かけて建設をしたのと今の在来線の特急と時間短縮を比較したら、13分30秒なんです。こういうものに対して、やはり先ほど青木議員は、これは自分も効果はないように認識をしているようなことをおっしゃっていただきましたが、しかし、言っておられることとやっておられることがどうも逆のような感じがします。私は、少なくとも、本体の長崎ルートそのものがだれが考えても大きな効果があると、こういうことならば、いろんな協力のしようもありますが、全くそうでないならば、これに我々が犠牲になって協力をする必要はありませんということを申し上げておるわけでありませう。

それから、6項目、6項目と言うがと言っておられますが、これは結局、こういうことなんです、私が申し上げているのはですね。今までもそうでありませうが、今後もこの新幹線長崎ルートに絡むいろんなこと、時間短縮なり、経済効果なり、あるいは振興策なり、第三セクターの運営なり、県が言っておられるけど、約束を守ってくれるのというのが、まず入り口論なんですね。そこに我々は疑問を持っていると。しかし、一方の方は、県が言っているから信用せんかと、それのみなんですね。しかし、今までのことについて考えても、そうは思えないし、今から本当に守ってもらえるかと。結局、ポイントがそこにあるんです。約束を守ってもらえるかどうか。だから、この6項目の約束事については、今後のことを我々が想定をする、その大きなバロメーターというか、試金石になるんですよ。だから、佐賀県は私たちとの間で交わした約束を守ってくれるんですかということを申し上げているんです。

幾つかあります。住民説明会には合同方式で臨みましょう、このことについてどうなんですかということ。あるいは、鹿島市民から要望があったから出たんだと。しかし、実態は、

知事は別のところで、自分たちから前からそこに要請をしていたと、それがようやく実ったということをおられるんです、記者会見で。こういうものに対する県の考え方。あるいは、昨年8月末までに結論を出しましょうと、これは約束なんです。むしろ、県から提案された約束。これをちゃんと認めてくれるんでしょうもんと。我々は、独立した地方自治体ですよ。我々は、手続を経て、議会にもお諮りをして、そして結論を出して伝えたんです。これを認めてもらえないということになれば、何にもならない、今から協議をしても。結局、エンドレスで同意をするまで続けましょうと言っているのにすぎないと、こういうふうを受けとめざるを得ないということです。

それからまた、経営分離の同意を前提としない協議をしましょうということを我々は提案しています。それに対しての正式な回答がまだあっていない。あるいは、予約切符の期限というのはいつなんですかと。こういうことも聞いておりますし、太良町とか白石町の結論、つまり同意をするという結論は、もう認めておられるんです。しかし、我々が同意をしないという結論は、同じ価値があるはずですよ。同じ自治体の手続を経て、結論を出したことですから。一方は認めて、一方は認めないということになれば、同意をしたら認めるけど、不同意の場合は認めないということ、これは我々としては承服できないというふうに思います。

したがって、全体的な、最終的な今具体的には何一つ返答があっておりませんので、我々の問いかけに対してですね。副知事は、帰ってから協議をして返事をすると言ってもらっています。その返事を見て、そして、全体的な判断をしたい。全体的な判断とは、もう少し詳しく言えば、一つだけを理由には拒絶しません。だからといって、一つだけクリアすればよいというものではありません。要するに、県が約束したことを守る、あるいは今後守る姿勢があるかどうか、これが大きな判断の基準になります。こういうことで、この6項目というのは非常に大事なんです。ここで、約束事をしたのを破られたということをおいまいにすれば、もうあとはなし崩し的にやられるということでしょう。県がこの6項目にいろいろ言われるならば、約束しなければよかったんです。しかも、県も知事と私の間で約束しておられるんですよ。これをどう見るかということなんです。

そういうことで、国や県が言うから仕方がないじゃないかと。国や県が言うから同意をせろということじゃなくて、最後まで可能性を求めて、そして、議会、あるいは市民と一緒に最後まで闘う、このことが私は子や孫のためになることだと。

あるいはまた、道路が大事と、道路は大事ですよ。私は一回も道路が大事じゃないと言ったことはありません。しかし、私の考えは、基本的には、長崎本線を現状のまま存続しながら、有明海沿岸道路も国道498号も整備していただく。有明海沿岸道路は2年前に、6年前倒しということをおっしゃったから、もう今、4年前倒しですよ。4年間というのは、本当に4年前倒しになるかわかりませんよ。あるいは、平成16年の12月に、もう既に県内の幹線道路4本、唐津－佐賀道路、西九州道路、それから有明海沿岸道路、それから国道498号、

これを今から、その時点から20年までの間に重点的に整備するという決定をしてあるんです、既に。我々との振興策云々の前にですね。したがって、この長崎本線を存続しながらやると。

あるいは、企業誘致のことも申されました。企業誘致、これは全国のJRの幹線鉄道と直結しているというのは大きな、その町にとって武器ですよ。しかも、特急列車がとまるということは。これをなくすというのが、そう大したことないと言えるかどうか。あるいは、鹿島に現実に誘致をした企業の社長さん方。この前、2週間ぐらい前にも、20数社の代表の方と懇親会をしました。頑張ってくださいですよ。鹿島は特急列車がとまっけん、我々は来たんですよと。直近に企業誘致した社長さんも、協定書を結んだ後、懇親会をしたときも、そういうことを言われました。頑張ってくださいと、これがあるから大きな魅力がありますと。現実に、誘致企業の代表の方がそう言われるんです。

だから、道路も大切ですけど、現実に誘致企業の社長が言われるように、長崎本線が現状のままあって、特急列車が鹿島にとまるという魅力。いみじくも、企業誘致、企業誘致と言われますが、そういう人たちの関係者から言っているということをお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、青木議員のビデオ作成の反応についてという御質問にお答えをしたいと思います。

御承知のように、ビデオ放映につきましては、11月1カ月をかけまして、県内の12のCATVネットワークを通じまして実施をしたところでございます。その中身は、ビデオ1本約15分のものでありますが、一つが「新幹線長崎ルートとはどんなもの?」、もう一つが「第3セクター鉄道の現状と将来予測」、この2本について隔週、1カ月にわたって放映をいたしました。

その反応でありますけれども、その後、電話、あるいは手紙、メールなどによりまして、約50件ほどのいろんな御意見をいただいております。その主なものは、ほとんどが激励の内容で、数件が要望的な意見であったということでもあります。

また、もう一つのビデオの貸し出しにつきましては、今現在時点では約25件ほどの貸し出しを行っておりまして、市内が16件、市外が9件ほどありました。

こういうことで、ビデオのCATVを使っての放映というのは11月で終わったわけですが、別につくりましたビデオの貸し出しにつきましては、今後も応じていきたいと思っております。そしてまた、ホームページに動画の配信というものもできるようにしておりますので、遠方の方々については、そういうことでインターネットを通じて動画をごらんいただきます

よという紹介をしているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

市長の言われることは、毎回聞いております。それは聞いておりますけどね、やっぱり我々は市長の答弁は議会では聞いておりますし、市報でもよく認識はしております。ただ、県知事のお話は直接には余り聞いたことがないと。そういう面では、県知事も呼んで話してどうかと。県の話、自由に、市民の選択の自由だと思うんですよ。そういう会合を確認書の問題で制限を加えるということに対して、私たちは少し異常だと思うんですね。

これは、昨年でしたか、我々が犬王袋の公民館でやったときも、これは市の課長さんたち、お見えやったですよ。発言は自由ですから、どうぞと言いましたけれども、しんされんやった。我々は、そういう発言をいろいろ制約しようなんて思ってもおりません。いわゆる言論の自由ですから。そういうふうな自由な発想で自由な発言をやっていただいて、かんかんがくがくやって、市民の皆さんに実情を、どちらが本当かなと、両方とも聞いてみんばというのが、私は民主主義のルールだと思うんですよ。北朝鮮とは違いますからね。日本は民主主義の国ですから、議会制度があって、議員が代弁者で出て、そしていろいろ悪口言いながらも、ロシアの共産党のように殺されることはまずありません。そういう面では自由なんですよ。そういうふうな言論の、なるだけ、確認書で余りにも制限し過ぎると、市民の本当の声が聞こえないしですね。それからまた、県の声もどっちが本当がわからんというふうになるわけで、その辺を私は心配しているんですよ。

選択は市民がすることで、いわゆる世論は、新聞世論が少ないということも統計的に言っておりますけれども、市報であれだけこういうふうにかかれれば、冒頭に申し上げましたように、ざっと見ている人はわからんのが本当なんですよ。そして、今度、市のビデオも私も借りようと思って来ましたが、インターネットであるということで、それで見ました。よくできていると思いながら、県の方も見ました。そういう人は、鹿島市内にまだ、若い人はともかくとして、少ないと思うんですよね。これがやっぱり年寄りにも、若い人はそういう情報手段を持っていますから、いいかもわかりませんが、とにかく年寄りも全部わからせるような政策をとらんと、ちょっとゆがんでくるんじゃないかなという気がいたします。

11月14日に、知事と若手経済人との意見の交換があったという報道がございました。1日の日に副知事の絵が載っていますが、このことに対して桑原市長が県に抗議文を出されたということですが、これはどうしてでしょうか。（発言する者あり）抗議文を出された意義。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県知事の話自由に聞きたいと、それはそうですよ。そのことを県民の代表である県知事と市民の代表である市長が、こういう場合には両者でやりましょうという約束をしているんです。だから、両者でやれば、何にも私は反対してないんですよ。なぜ、自分だけ行って。事前に協議をすとなってます。事前に協議、一切ありません。通知もありません。そして、行って、しかも、市民の知る権利と言いながら非公開ですよ、あれは、20人ぐらいですね。非公開なんですよ。全然、言っておられることとちぐはぐなんですよ。両者同席のもとでやると。おっしゃるように、機会均等的に、そこにおられる人たちは同時に話を聞かれた方がいいと、片方のことばかりじゃなく。だから、県と話し合って、そういうふうになっているんです。

市民が決めることと、市民が新聞社のアンケートでも8割近くは本体の長崎ルートそのものにも必要なしと答えているじゃないですか。あるいは、市民の代表である鹿島市議会でも、経営分離に同意をしないと、大多数の議員がそれで決議をしておられるじゃないですか。あるいはまた、世論の代弁者であるこの鹿島市議会で経営分離を前提とした協議は行わないという決議もしておられます。こっちから聞きかたてばってん、ぜひですね、同じ議会人として青木議員がそこをどうとらえているか、ぜひ私は知りたいと思います。

それで、市報であぎゃん書かるっぎて、県は我々よりか10倍以上の予算を使って、県下くまなく、鹿島市内にはダイレクトメールまで出して、自分たちの考えとか振興策を浸透させているじゃないですか。私は、少なくとも、県の考えというのは、かなり浸透していると思いますよ。

あるいはまた、CATVも、もう今度3回目でしょう。私たちは、ようやくなけなしの予算を使って1回した。もう3回目ですよ、今やっておられるのは。それを県の話はいつちよんわからんとか、それはないと思う。要するに、我々が、私とか多くの市民が同意はしないということに対して、もっと話し合いませると、そして同意ませろというふうに持っていこうとしておられるとしか見えないんですよ、私は。もう結論、出しているんですよ、去年の8月に。

私たちの側からは、この問題ば同意をしないという決着がついております。そのことを前提に、私は考えていくということです。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

我々は県の広報紙も見ておりますけど、県の予算は、そりゃ、県が広いから、多くかかるのは当たり前なんですよ。本当に身近に市民が市長の言われることの反論ですね、それを県から説明いただいてもいいじゃないかと、じかにそういう機会をつくるのが、なぜおかしい

のか。その辺をですね、そこが入り口論で、もう行き詰まってしまっているんですよ。先ほども議会とおっしゃいますけれども、議会の特別委員会で、県の特別委員会ですから、鹿島市に限らず、交通体系の委員会で、私は県にも聞いてみたらどうかという提案をしまして、市長にもそういうふうにしたいたいということを言いましたけれども、市長と議長からとめられました。それは、そのときは断念しましたけれども、やっぱり皆さんが言うことには、それを受け入れれば、もう前提が崩れるというふうな論法でございますので、そのままになってしまいましたけれども、そこにもっと自由に、特に議員は自由に勉強する必要があると。どちらの意見も聞いてみて、判断するのが議会だと思うんです。これは議長に言わんばいかんですけれども。それを片一方の意見はいかんというふうな状況で、青木議員はわからんと、そういうふうな論法はかえっておかしいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、県のPRの件ですが、私たちも県民ですよ。鹿島市民も県税の納税者ですよ。ところが、県のPRには、私たちの意見は載せてもらえないんです。県の意見だけです。これは、やっぱりおかしいと思いませんか。

それから、入り口論と言われますが、結局、両者同席をすればいいですよということを言っているんです。これがルールにしていますから。何も拒否していないんですよ。それを自分のところだけ、何で非公開でやろうとなされるのかということなんです。私が県に、皆様方にも言っているのは、両者同席すればいいでしょう。何にも私は拒絶していないじゃないですか。

それから、議会でも県を呼ばれたじゃないですか。ちゃんと話を聞かれたじゃないですか。それを何か私が悪うして、いっちょん情報の入りやらんとかなんとか、それはないと思いますよ。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

そういうふうであれば、ぜひ、県との合同の公開討論会ですね、そういうものを鹿島市でやっていただきたいというふうに思います。

冒頭で、農業問題をちょっと飛ばしておりましたので、農業問題をちょっと行きたいと思えます。

農林水産省の農地・水・環境保全向上対策、これは中島議員より昨日ありましたが、大体のことはわかりましたけれども、私は私なりにちょっとわからんところがございますので、聞いてみたいと思います。

農林水産省の農村の援助策としては、非常にありがたい政策だと思いますが、これは財政負担を4分の1は鹿島市も地元負担として出さんばいかんわけですけれども、これが予測で大体どのくらいになるのか。まだ確定しないから、その確定数字は出ないと思いますが、こういうふうな非常に条件のいい制度は、ほとんどみんなが加入すると思うんですよね。そういう全部落、あるいは共同体した場合に、鹿島市の負担としては大体どのくらいを想定しておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農地・水・環境保全向上対策についての財政負担についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、負担割合が市が4分の1であるということ、それから、支援をされる交付金につきましては、活動区域の中での農業振興地域のうち、農用地区域面積に対して支払いがなされるということ、それから、実質単価が2分の1の適用で調整中であるということ、そういったことによって19年度の予算編成の中で検討をしていくこととなります。

それで、鹿島市全体での参加面積を60%ということで仮定をいたしました場合、財源といたしまして約13,000千円ということになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

13,000千円は1年でしょう。5年間じゃないですね、1年ですね。財政負担の多い中、これだけのお金を出すということは大変ですね。

それから、反当4,400円が基本になっていますね。それは2分の1が国で、4分の1が県、鹿島市が4分の1ですね。そういう場合に県が全部、4分の1財政負担しきらんとした場合には、鹿島市は4分の1、ちゃんとされるのか。県がしきらん分を鹿島市が補てんされるのか、それとも、鹿島市も県並みに減らされるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

財政の負担の割合なんですけれども、これは国の制度であります。国が制度ということで2分の1を負担すると。原則、あとの2分の1を地方で持っていただくと。地方ということ、都道府県と市町村ということになります。

これについての県の考え方としては、県が2分の1、市町が2分の1ということで負担割合が決定をされております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

県、市が2分の1ずつ、これを県がもし出しきらんとした場合には、鹿島市はどうされるのか。財政事情、厳しゅうございますので、これは県も鹿島市も同じでございますので、その辺はもしそういうことがあればどうされるのかということでございます。

それから、もう一つは、今、日本の農業は経営規模において、中山間地帯が多く、零細農家が多い、これは事実、御存じのとおりでございます。集落営農にしても、個別経営で4ヘクタール、集団で20ヘクタールというふうな規模拡大を図って、国際的に太刀打ちできるような農業を目指していつているわけでございます。そして、こういう中に、こういうところに地域と土地と水という、いわゆる環境を守るといふ、地域の人と一緒に環境を守るといふことは、非常にこれは立派な政策だと思うんです。

ただ、今後、農家経営者が急激に減る可能性を今言われております。今、じいちゃん、ばあちゃんも入れて、農業というのが680万だったですかね、そのくらいいつているけれども、実際10年後には10分の1になるだろうと。これは、実際自分たちが農村に住んでいて、集落の後継ぎを見ておって、多分そうなるだろうと思うわけでございます。そのときに、経営感覚を持った人をいかにして育てるか、そして、今は農林水産省もこういうふうな非常に補助金政策で、まあまあ厳しいながらもまだやってくれておりますけれども、そういうふうに戸数が、経営者が減った場合には、農村人口が減るわけですから、やっぱり政治の世界は有権者が、支持者が減るといふことになりますので、農村は非常に苦境に立たされるんじゃないかと思うんですね。いわゆる他産業並みの経営感覚を迫られるというふうに思うわけでございます。

その辺、今後、集落営農、今度の農地と水の問題も含めて、農家に限らず、経営感覚のすぐれた人の育成はどういうふうに計画されているか、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

負担についての再度のお尋ねですがけれども、国からいたしますと、国の2分の1、それと地方、これはお互いにこの事業をすることによって恩恵を受けるという原則からの2分の1、2分の1でございます。さらに、その地方が県と市町村ということでございますので、考え方といたしましては、県民であり、市・町民である立場からいたしますと、お互いに恩恵を受けるということでの負担割合が2分の1、さらにその地方の分の2分の1、2分の1ということでの考え方があります。

それから、集落営農についてのリーダーの必要性ということでのお考えでございます。全く集落営農の今後立ち上がった組織を、中身を充実させて、そして、本当に真に組織共同体として育てていくためには、集落リーダーの方は不可欠ということになります。したがって、そういった方々につきましては、昨日の御質問にも答弁いたしましたように、研修会、専門的な研修会、そして意識啓発のための研修会ということで、県の主催でそれぞれの必要に応じた分野での個別相談会とか、そういうふうな開催がされますので、そういったことを確実にとらえて、今ある組織のところに確実に御参加をいただくということで持っていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

ぜひ、そういうふうをお願いをいたします。

それから、今回の制度が町中の農家ですね、例えば、行成、執行分、納富分と、町の中にある農家に対しては、これは皆さんがそういうふうな制度ができればありがたい制度と思いますけれども、そういう集落でも補助金対象になるようなことはできますか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

ただいまのお尋ねは、鹿島市内の都市計画の用途地域で、農業振興地域外の区域、集落に対する対策は該当するのかというお尋ねかと思えます。

実質単価の4,400円、水田で、これは2,200円という今調整がなされておると、また、県の方からそういったことについてのお示しがあるということについてでありますけれども、これが活動区域を2倍までよろしいということになっております。したがって、なおかつ、活動組織の単位ですけれども、集落単位であってもよろしい、それから、圃場整備をやった土地改良事業単位でもよろしい、それから、数集落でもよろしいと、そういうふうな内容でございます。

したがって、活動区域を2倍まで広げることができる、そういったことと、それから、区域のとり方については地域に応じたということになりますので、農振地域外であっても地域で話し合いの上でまとまれば、区域として入れることができると。ただし、交付をされる交付金というのは、その区域内にある農用地の面積だと、そういうことになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

ぜひ、その辺もお願いをいたします。

環境問題は、現在、今日でも将来にわたっても、非常に重要な避けて通れない問題でございますが、今は地区の生産組合が弱体化しております。農家戸数が激減しておりますし、組合長になり手がないと。若い働き手は、ほかの産業に少なくとも定年までは勤めたいということで、まず人材不足に陥っているということでございます。

それから、農村集落の中にも、今、一般住宅、農家以外の方、それから農家も、昔はじいさん、ばあさん、それから、おやじまでは百姓しよったのが、今はもうしよらんという、農業を知らん人間が跡取りになっているわけございまして、非農家の比率が非常に高くなってきております。そして、農家戸数は少数の世帯になってきてございまして、農薬散布、あるいは朝ほどき、夜なべとトラクターでも動かせば、やかましいとか、あるいは、鳥の爆竹ですかね、あの鳥よけの音が鳴りますが、あれも朝早くからは鳴らしてくるんとか、日曜日は鳴らしてくるんとか、いろいろな環境問題が出てきております。

本当に、農家の後継者は肩身の狭い思いを今していると思うんですよ。そういう中に、今度の制度がうまく機能するように指導もしなくてはならないわけですけれども、これができれば本当に理想的だと思います。

また、下水道も鹿島市で中心地区ばかりでございまして、一般の浄化槽の下水も全部、農村集落に出てきます。生産組合が全部、人間の出手がないのに日曜にやっていると、こういう現実でございますので、この辺、市は今後の補助金対策を具体的に、なかなか難しいけれども、今度は区長さんも入れて、老人クラブも入れて、土地改良区も入れてというふうに、非常に組織としてはいいとこできておるなと思いますけれども、その辺ができるのかどうか、非常に懸念しているところでございますが、その辺の抱負をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

今、取り組みに向けて、ずっと集落を回りまして説明会をやって、希望されるところは既に手を挙げていただいております。非常に、おっしゃるような幅広いコミュニティーといいますか、そういう形で今後管理をしていくということは、初年度から完璧にいくというのは、まず不可能だと思います。しかし、高齢化とか、耕作放棄地とか、いろんな諸外国の問題でそういった背景で厳しい状況ですから、どうしてもやはり農家だけでは守っていけないというところがありますから、そこは理解していただいているというふうに思っています。

ですから、我々も、集落営農も5年をめどに何とか一本立ちできるようなことでやってい

こうというふうな基本線がありますから、節目節目では我々も、チェックと言ったら失礼ですけれども、協議をしながら、何とか今後長く一緒になって管理していけるようなシステムづくりを目指していきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

もう時間もそろそろ近まっておりますので、これを最後にしたいと思いますけれども、先ほども市長にいろいろ今後の施策に関して注文をつけましたが、農業政策に対してどういふふうに考えを持っておられるのか。これは、先ほどの橋川議員からもございました。私は、先ほど申し上げましたように、やっぱりマネジャー、いわゆる経営者を育てる、これが一番必要ではないかと思えますし、今、日本の農業が米、麦、大豆に対しては補助金が来ますけれども、そのほかは大したことはございません。それを守る以上は、後継者もおらんごとなっ、規模を拡大してもアメリカとかオーストラリアには、もう到底そういうものには太刀打ちできんわけですから、やっぱり今後はハイテクの農業技術が必要ではないかと思うわけでございます。

今度のこの制度に対しても、肥料を5割減とか、農薬を何割減とかいうふうな、いろんな制度の目標がございませぬ。私は昔、百姓しよったわけですから、実際これが現実可能なのかどうか、私は非常に疑問に思っておりますけれども、今、桑原市長は有明海の再生、それから有明海のいろいろなカキとかアゲマキとか、そういうものに佐賀大学と提携をして、いわゆる技術的に革新を目指しておられます。ぜひ、農業にもそういうふうな地元の大学との技術革新をして、肥料も5割減、そして今、伊万里が大川ナシを台湾とか香港、中国に輸出するようなことをやっておりますけれども、米でも減農薬、あるいは有機米というふうになれば、かなり国際的には高い日本の米でも台湾に相当出ているようでございませぬ。そういうふうな大きな目的、そしてそれを現実にできるような技術指導、そういうことを施策をできるのは桑原市長でございませぬので、その辺の市長の抱負を聞いて、終わりにいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

その辺の市長の考えと、その辺がどのあたりか、ちょっとよくわかりませんが、結局、先ほど、新幹線に絡んで鹿島市の産業が衰退していると。武雄はうまくいっている、産業の転換がうまくいったからだ、武雄はと言われましたが、私は、第1次産業、農業を大切にしていますから、予算配分も武雄よりはるかに第1次産業に投入し続けてきたわけですね。ですから、そのあたりの裏腹のところはよく、私がいかに農業を大切にしてきたか、あるいは今後も大切にすつもりかということをお聞きしたいと思っております。つまみ食いの、

よかとかばっかいとって合わせて、それで悪かところは桑原市長の責任と言われても、こっちもたまらんわけですのでね。

もう一つ、農業というのは、先ほどの最後の課長に対する御質問の中に、全国的に農業集落はまだやっぱりゆいの論理で、助け合いしながら、水利の問題、そういうものをちゃんと保全が比較的できている方ですけど、本来、町の方、全国的に見てみますと都会の方なんですよね。ですから、先ほど言いましたように、若干薄くはなりますが、そういうところにも十分目配りをするということで政策的にやっていきたいというふうに思っております。

それから、やはり農業に限らず、やっぱりリーダーですよ。リーダーが勉強して、そしてみんなを引っ張っていく。私は、リーダーの場合に、リーダーというのは必要だけど、とかくリーダーをリーダーたらしめる努力、これが日本の田舎では足りないと思うんですね。自分たちがリーダーに選んでおって、足を引っ張ったりなんしたりするというふうな、よくあることです。だから、リーダーが必要。そのリーダーをリーダーたらしめるための、みんなが決めたリーダーを盛り上げる、たらしめる努力、こういうのがやっぱり農業集落にも大切だというふうに思っております。

今、ヒントを幾つもいただきましたので、そういう御意見も取り入れながら、今後の鹿島市の農政に生かしていきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

以上で14番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 57 分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番議員水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番議員水頭喜弘でございます。よろしくお願ひいたします。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きく4点にわたって質問をいたします。

第1に、医療・保健施策でジェネリック医薬品の普及について。大きい2番目が振り込め詐欺対策について。3番目、要約筆記について。そして、最後4番がポジティブリスト制度、飛散防止について。この4点にわたって質問をさせていただきます。

最初に、医療・保健施策、ジェネリック医薬品の普及促進についてお伺ひいたします。

日本は、世界一の長寿国になりました。人生80年と言われてはいますが、何の病気にもならず、健康で生き生きとした人生を謳歌できることは、万人の望みであります。病気も時代や

社会の変化とともに形を変えてきました。生活習慣病の誘因となるメタボリックシンドロームの症状を持つ人が2,000万人に迫る中、医療費の3割を占める生活習慣病への予防対策が本格化してきています。生活習慣病は、痛いや苦しいなどの自覚症状が少なく、生活習慣と密接に関連しているため、知らず知らずのうちに私たちの体をむしばんでいきます。沈黙の殺人者、サイレント・キラーと呼ばれるゆえんでもあります。

7月26日、厚生労働省が昨年度の医療費の動向に関する調査結果を中央社会保険医療協議会に示しました。それによると、医療保険と公費から支払われた概算医療費は前年度比3.1%増の32兆4,000億円と過去最高を更新しました。国民1人当たりの年間医療費は254千円です。このように年々増加している国民医療費の増大は、高齢社会に起因するだけでなく、この生活習慣病に起因するものとも考えられます。

国においては、国民医療費の増大に歯どめを目的として、医療制度改革をめぐってさまざまな取り組みが検討されております。その中の一つに、ジェネリック医薬品の使用率が欧米諸国と比べて非常に低い数値になっていることが指摘されております。ジェネリック医薬品とは、先発医薬品に対する後発医薬品のことです。新薬の開発には、先進的な技術や労力のもとより、10年から15年もの歳月と何百億円もの投資が必要と言われております。したがって、新薬を開発した医薬品メーカーは特許に保護されて、開発した薬を独占的に製造、販売できるのです。これが先発医薬品と言われるものです。

しかし、その特許期間の満了後には、ほかの医薬品メーカーも厚生労働省の承認を得れば、同じ成分の医薬品を製造、販売することができるのです。この後発医薬品の市場シェアは、欧米では数量ベースで50%から60%を超えているのに対し、日本では2004年度のシェアは数量ベースで医薬品全体の16.8%にとどまっています。後発医薬品の価格は、高くても新薬の70%、物によっては15%程度で、開発のコストがかからない分、安い価格になっています。

日本の後発医薬品は、世界で最も厳しい基準のもとで承認されていると言われております。日本が現在の欧米並みのジェネリック医薬品を使用すると、年間約1兆円の医療費削減になるとと言われております。厚生労働省では、2002年4月から診療報酬改定の中で、ジェネリック医薬品の使用促進策を盛り込んでおります。ジェネリック医薬品が普及すれば、患者負担の軽減がなされ、医療費の中で大きな割合を占める薬剤費の抑制の効果が期待できます。

そこで質問ですが、保険者たる本市は市民にさらなる負担を求めることよりも、まず先に医療機関に対する後発医薬品の評価を通して有効性が証明されているものに関しての後発医薬品に置きかえることの働きかけ、さらに、市民に対する後発医薬品に対する啓発と周知徹底に努めることを、まず図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、振り込め詐欺対策について。

最近、オレオレ詐欺や架空請求詐欺などが急増し、大きな社会問題となっております。家族を思う気持ちや将来に対する不安につけ込むオレオレ詐欺や、突然、身に覚えのない出会

い系サイトの利用料などの支払いを求められる架空請求詐欺などの被害が広がっています。こうした犯罪は、銀行口座への振り込みを要求することから、総称して振り込み詐欺と呼ばれています。手口も巧妙化していて、これから年末に向け、メールやはがきを使った融資保証金詐欺や架空請求詐欺などの振り込み詐欺の増加も懸念されます。

振り込み詐欺は、2003年ごろから急増し、年間2万件前後が確認されています。被害総額も、2004年は280億円を超え、2005年は250億円を超える被害が確認されています。今年に入り、9月末時点で1万3,717件が発生しています。特に、8月、9月の発生件数は、昨年と比べ286件増加しているが、ほかの二つの詐欺が減少しているのに比べ、オレオレ詐欺の被害が急増しており、8月、9月は昨年と比べ発生件数で509件増加、被害総額でも29億円を超え、昨年の1.6倍に達しております。

オレオレ詐欺の手口は、大変巧妙化しています。例えば、御主人が交通事故を起こした、示談金を払わなければ身柄が拘束される、おれだよと息子や孫を装う単純なものではなく、警察官、弁護士、保険会社を名乗る犯人が次々と電話口に出る劇場型、救急車やパトカーのサイレンを流し、法律用語を多様し、銀行やATMの営業時間終了間際に振り込みを急がせることで判断を鈍らせるものなどがあります。

そこで、本市において架空請求などの相談が何件寄せられているのか、まずお伺いいたします。

次に、要約筆記について。

これからますます高齢化が進み、高齢者のひとり住まいも多くなると予想されます。2015年には総人口の4分の1が高齢者となります。耳の老化は20代から始まり、60歳ぐらいから多少聞こえづらさを感じるようになり、70歳以上になると2人に1人は耳が遠くなると言われております。

聴覚障害者は全国に600万人おられるそうですが、その中で手話をわかる人は2割程度だと言われております。このことから、話し言葉を要約して文字に伝えるという要約筆記の存在は、手話がわからない聴覚障害者でも安心して社会参加していくために欠かせないものとして認識されつつあります。

要約筆記とは、難聴者、中途失聴者の方に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話すスピードは書くスピードより数倍も早くて、全部は文字化できないため、話の内容を要約して筆記するもので、要約筆記と言います。つまり、手話通訳に対して文字になる即時通訳というところですね。要約筆記は、話を正確に聞き取り、要点をつかんで短い文にまとめ、素早く書いて伝えます。しかし、話はどんどん進んでいきますから、書きながら頭では次の話をまとめ、まとめながら耳は次の話を聞いています。要約筆記には、手書きのノートテーク、OHPという大型スクリーンに映し出す方法、最近ではパソコンを使った要約筆記などがあります。そして、要約筆記には早く正しく読みやすく書くことが求めら

れ、専門的な技術を養うための学習会や研修会なども行われているところであります。

高齢化社会が進み、耳の悪いお年寄りがふえれば、手話同然、手話のわからない難聴者がさらにふえていきます。手話のわからない人たちのために、要約筆記者がますます必要になってきます。特に、病院での診察やさまざまな取引の場面では、要約筆記者に専門的な知識がないと、筆記する言葉自体が出てこないときがあります。専門知識の習得など技術の向上も大事になってきます。

そこで、本市における手話、要約筆記の取り組みについてどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、ポジティブリスト、飛散防止についてです。

すべての農薬や動物用医薬品などの食品への残留基準を設定するポジティブリスト制度が5月29日にスタートし、食に安全・安心の確保がまた一步前進しました。同制度は、これまで規制の枠から外れていた部分まで幅広くカバーする内容で、2003年5月に成立した改正食品衛生法に盛り込まれたものです。現代の農業で、野菜や食肉など農畜水産物を安く安定的に生産するためには、除草剤や殺虫剤などの農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用が欠かせないが、食品を介して残留農薬が摂取され、国民の健康に悪影響を及ぼすことは避けなければなりません。世界中では現在、約800種類もの農薬が使用されているが、我が国が従来、残留基準を設定していたものは283品目だけ。このため、食品や使用する農薬の増加に対応し切れない状態が続いていた。そうした中、2001年から翌2002年にかけて、輸入野菜から基準値を越す残留農薬が見つかった問題をきっかけに、消費者の食の安全に対する関心が一気に高まり、規制の改善、強化が求められてきました。

こうした経過を踏まえ、改正食品衛生法に盛り込まれたのがポジティブリスト制度の導入であります。これは、従来の制度とは逆に、原則的にすべての農薬等の使用を禁止、規制した上で、基準値内の残留を認めるという肯定的なものをリストアップし、それ以外のすべての農薬等にも規制の網をかける方式となっています。規制の対象は、養殖ウナギなどの畜水産品や生鮮野菜など、すべての食品で、輸入農産物はもちろん、冷凍野菜や漬け物などの加工食品も対象となります。

具体的な改善点は、まず、基準設定の対象となる農薬等の従来の283品目から799品目に大幅にふやしたこと、さらに、799品目以外の基準が設定されていない農薬等が検出された場合でも、人の健康を損ねることのない量として0.01ppmという極めて低い値を一律基準として設定し、厳しく規制、これを超えた食品については販売を禁止できるように改めました。消費者にとっては、食の安全・安心の確保の観点からは、一步進んだ制度となります。

しかし、一方で、新制度の導入に伴い、生産者の方々の農薬使用については、制度を十分に熟知して、これまで以上に注意を払う必要があります。このポジティブリスト制度では、ある農産物に農薬を散布したときに、隣接する圃場の農産物に飛散をし、農薬の残留基準を

超えるおそれがあるということが考えられます。小規模多品目の作物が生産されているところでは、使用できる農薬の種類、使用の時期、散布の方法など、作物ごとに異なっているのが現状であります。農薬散布に当たっては、これまで以上に農薬の飛散に注意すべきであると思います。

飛散防止策、散布の方法などについて、どのように指導されているのかお伺いして、第1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

4番議員の1番目の質問、医療・保健施策の中のジェネリック医薬品の普及についてということで御答弁をいたします。

質問の趣旨は、医療機関や市民に対して使用を働きかけるべきじゃないかと、医療保険の財政的な改善の上からもそういうことをすべきじゃないかというふうな趣旨だったと思います。

まず、当市の医療費の中で、調剤に占める割合がどのくらいあるかということをお説明したいと思います。

鹿島市は、国保の医療保険者として立場ではあるわけですがけれども、国保のほかに老人保健の医療も扱っております。これは合わせて、平成17年度の決算ベースで見ますと、医療費の総額が70億円ほどありますけれども、そのうちに調剤費が1,132,000千円ほどあります。率にしますと16%ぐらいを調剤費が占めているという状況でございます。

それで、ジェネリック医薬品、後発医薬品を市内の医療機関や市民に対して使用を働きかけるべきじゃないかということでございますけれども、第一義的には、医薬行政を扱っております国、それから医療機関の指導機関である県とか、そういうところがこの普及について措置をとるべきじゃないかというふうに考えております。そうは言いながらも、先ほど言いましたように、鹿島市も保険者という立場でございます。単価の低い後発品が使われるということは、すなわち保険財政にも寄与するわけですから、そういう面から、こういうことについても情報提供というのをしていくことを検討すべきというふうに思います。

ただ、御存じのように、薬というものについては、市には専門的な知識を持った職員はいません。それで、医療機関あたりに十分、この後発医薬品についての情報をお尋ねしまして、そういう方向で処置をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の2項目めの質問、振り込め詐欺対策の状況について申し上げます。

まず、県内の方でございますけれども、オレオレ詐欺と架空請求、融資保証金の合計した分で申し上げます。平成16年度の発生状況でございますけれども、190件で被害額は191,000千円、平成17年度は総件数が101件で被害額は132,000千円でございます。

平成17年度の相談の受理件数でございますけれども、合計で2,985件あっていると聞いております。それから、鹿島市と申しまししょうか、鹿島警察署管内でございますけれども、被害届があった分が平成17年度、これは旧鹿島署管内が9件、旧嬉野署管内はあっておりません。平成18年度は、今の鹿島警察署、これは統合後でございますけれども、本年度の9月末までで5件あっております。

それから、警察に対する相談件数でございますけれども、17年度は鹿島署管内で318件、嬉野署管内が97件の合計415件ということでございます。本年度の9月末までは190件ということで状況を聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは、水頭議員の御質問の3点目の要約筆記の件についてお答えをいたします。

まず、市の聴覚障害者対策といたしましては、聴覚障害者用の目覚まし時計等の日常生活用具や、補聴器等の購入助成を行っております。

また、障害者自立支援法の施行により、市町村で取り組むという事業が創設をされました。地域生活支援事業と申しますが、この中でコミュニケーション支援事業というのを取り組んでおります。この事業は、聴覚障害者の支援策として、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣することによりまして、意思疎通の円滑化を図ることを目的としたものでございまして、ことしの10月から実施をいたしております。

具体的な内容といたしましては、届け出、または相談等のために国、県、市等の公共施設等へ赴く場合であるとか、受診、または相談等のために医療機関等に赴く場合、就労等に関する相談等のために事業所等に赴く場合、それから、市内で開催されます大会、講演会、講習会等を主催する場合、そういう場合に手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣するものでございまして、原則として県内ということで限らせてもらっております。

まだ始めたばかりでございまして、実績としてはまだ上がっておりませんが、今後利用が出てくるものと思われまます。

また、市の施設では、ことしの5月から聴覚障害者対策として耳マークの設置を行っております。このことによりまして、すべての課で筆談による対応ができるようにいたしておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農薬の残留に関して、飛散防止策と、それからサンプル調査ですかね……（「散布の方法」と呼ぶ者あり）散布の方法ですか。お答えをいたします。

防止策につきましては、まず、県の方で制度の導入に伴います防止対策の徹底のために、農協、それから農業共済組合など関係機関への研修会が開催をまずされました。それから、農業現場での指導は農協ということになります。農協の方では、生産農業者への御指導をいただくわけですけれども、考え方といたしましては、まず、基本的な管理と意識啓発ということでありまして、具体的には、農薬を散布したら、必ず生産履歴に記録をしましょうと、こういうふうなことについて各作物部会を通じまして、農業者に対する啓発指導、これが対策ということになります。

したがって、散布ということになりますと、できるだけ飛散をしないような技術対策ということで、風向きでありますとか、それから、水田の際の散布時の注意とか、それから、民家がある場合は前もって散布のお知らせをしますとか、そういった基本的な注意ということ徹底するというようなことで指導をいただいております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

答弁ありがとうございます。一問一答で行いたいと思います。

まず、ジェネリック医薬品の普及についてですけれども、鹿島市でも大体国と同じ、やっぱり16%ぐらいということですね、今言われました。それで、当然、厚生労働省、国の方でもさっき申しましたとおり、普及に対してはいろいろと働きかけをやっていきますし、その中で、情報の提供をということでいろいろ言われました。そういう中で、これがなかなかやっぱり今現在では知らない方もおられると思います。そういうことで、お願いですけれども、医療機関へのジェネリック医薬品に対しての協力といいますか、使用の協力ということを経験者とか薬剤師会の協力をいただいて、患者さんへの啓発ポスターを張らせていただくと、そういうものはできないものか、そういう考えがあったらお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

今のところ、その計画は持っておりませんが、今後、そういうことについても勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

今のところ計画はないが、勉強していきたいということですが、こういうふうに、社会情勢が変化して、そしてまた、パート労働、フリーターなどの増加によって、やっぱり年々、国民健康保険の加入者がふえ続けていると思います。そういう中で、このジェネリック医薬品の採用によって、さっきも課長も言われた財政の歳出ですね、これを幾らかでも、少なからず寄与できると僕は考えているわけです。そういうことで、ぜひお願いしたいということで、今回取り上げました。

というのは、2002年4月の診療報酬改定で、ジェネリック医薬品を処方した医師に対して保険点数が2点加算されるようになったようです。ジェネリック医薬品の処方を希望する場合には、なかなか、何人かの方にこれを質問させていただき前に聞いてみました。ジェネリック医薬品というよりも、安い方を調剤しましたとか、そういうことを言われたわけです。ということは、要するに後発性じゃなかですかと僕が聞いたら、そうじゃなかでしょうかねという感じで言われたわけです。もちろん、ジェネリック研究会では、ジェネリック医薬品でお願いしますという、ジェネリック医薬品お願いカードというのを作成されているわけです。これをもとに、とにかく見せれば、それが病院の方で判断して、よければ出す。

僕が言っているのは、要するに、新薬の必要性というのは十分わかります。それは当然です。そういう中で、少しでも今言ったとおり、長年続く生活習慣病、またその中で、ちょっとデータがですね……。具体的に言いますと、例えば、高脂血症に有効な薬が先発医薬品では149.6円なのに対し、ジェネリック医薬品では105.2円。それから、食道炎、胃潰瘍の薬は、113.7円が77.1円と30%安くなります。薬によっては、先ほど申したとおり、半額以下や70%安くなるものもあるということ、現在こういうものがあります。そういう中で、長期ですね、例えば、1カ月、1回きりで薬で終わるという場合は、それはいいですけども、長い期間、薬を服用しなければならない病にかかっている場合には、毎月、毎年の医療費に大きな差が出てくるのは当然じゃないかと思うわけです。そのことで、今回、医療機関に対して、こういうポスターでもできないかということ、今回質問いたしました。

そういうことで、ぜひ、今のところは計画はないと言われたけれども、今後勉強していただいて、そういうものの普及促進に当市でも図られるようにお願いしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、振り込め詐欺対策についてです。

鹿島署管内で合わせて415件ですか、相談があったということで、被害総額は17年度が、

鹿島と嬉野が今合同になっていますので、これは課長、それと分けて答弁されたですけども、今一緒になっていますので、そういう面で、今のところ、平成17年が9件と、それから平成18年5件と今言われましたけれども、これは被害の届け出があった分がそうという報告じゃないかと思えます。確かに、これよりも幾らか上回る、特に、ここの中で、さっきも申しましたとおり、手口が巧妙化しているということは事実であります。

参考のためですが、警視庁が振り込め詐欺の被害に遭わないようなということで4カ条の注意を呼びかけているわけです。その中の一つに、電話があった場合はまず落ち着き、疑ってみよう。2番目に、家族等に連絡をとり、事実を確認しましょう。3番目に、身に覚えのない請求には絶対に応じないようにしましょう。4番目に、ダイレクトメールや電話での融資話には乗らないようにしましょう。ということで、四つ上げられているわけです。

大事なことは、要するに、被害に遭わないように、一人一人が防犯意識を高めることであると思えます。

そこで、本市として振り込め詐欺に対する啓発をどのように行っているのか、この点についてお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員にお答えをいたします。

現在、鹿島市の取り組みでございますけれども、現在やっておりますのが、市報とか市のホームページによる呼びかけを行っております。それから、チラシの配布、これは県の安心安全課の方で作成した分が回ってまいりますから、これによって市内の全戸の回覧をいたしております。それと、まちづくりの出前講座、これはエイブルの方でやっていらっしゃいますけれども、それとか、県の安心安全課の方の消費生活出前講座等の活用を行っております。それと、私どもの方では、消費生活苦情相談を月6回でございますけれども、市民会館の方でやっております。それと、やはり何事でも、各種会合がございますけれども、そういう中でこれに対する啓発活動を行っているような状況でございます。

それから、鹿島の警察署の方での対応でございますけれども、これにつきましては、各関係機関と連携を図りながら、各種会合における広報の啓発活動が一つ、それから、チラシやパンフレット等による広報活動を行っていると。それから、警察相談による適切な指導、教示を行いながら、事件解決に向けて所要の捜査を行っているということでございますので、関係機関と連携をしながら、防止策に向かっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

当市でも、関係機関と連絡をとりながら、いろいろとやっているということで、この市でも月6回の相談をやっているとか、いろいろ言われ、また、市報、ホームページ等でも掲載、またチラシの配布もということで言われております。

何でここで取り上げたかというのは、年の瀬、12月ですね。特に、今からこういうものが起きてくる可能性も強くなってくるんじゃないかと思って、今回取り上げさせていただきました。

ここに、こういうのが社説の中に載っていますので、ちょっと紹介いたします。

被害が相変わらず減ることなく続出しているのが現状だ。その理由に、手口が一段と巧妙、多様化になっていることが上げられると。実際、詐欺の電話を受けたことがある父親、母親に聞くと、自分の息子だと信じて疑わなかった。特に、若い人の声は、特に男の人ですね、電話、特に携帯電話を通すとほとんど同じように聞こえてくるものだと。最近では、数日前に電話をして、風邪を引いて声が変わった、携帯電話の番号を変えたなど、段取りをつけてから本題の詐欺電話をしてくる例もあると。また、この手の詐欺の電話は、100%家の電話にかかっており、携帯電話にはかかってこない、男から家の電話にかかってくる、まずこの二つの特徴を押さえておきたいと、こういう社説の中に載っていました。

そういうことで、起こってからではもう遅いです。要するに、口座に振り込んだ時点で、もう引き出されていますので。だから、こういうことがないように、金額は今さっき、鹿島署ではどれくらい金額があっているのかわからないですけど、全国的にはかなり厳しい金額になっています。全国的にはですね。

それで、今、いろいろ相談をやっているとされましたが、その中で、要するに僕は今、いろいろ相談事とか、何回でもやられている、それは確かに大事です。これはありがたいことです。そういう中で、やっぱり受け身よりは、待ちの対策で、ただ言われているので、相談があってから対応するという、いわば受け身じゃなく、そういう対策ではやっぱり困ると思うわけです。そういう中で、特に今、被害が大きく起きているのが、今言ったとおり、オレオレ詐欺がやっぱり多いわけですね。これは、鹿島署、また県内でも一番多いです。こういう中で、特に被害者の77%が女性であり、その中の約25%が50代の女性と聞いているわけです。その中で60代の女性が13%と、こういうふうになっています。この年代層を対象にしたですね、一般的にやっていますというのじゃなく、こういうものを対象にして、振り込め詐欺対策を何かの機会を設けて実施したらどうかと思うんですけど、この点はいかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

年々、やはり今、オレオレ詐欺なんかは大変巧妙になってきておりまして、先ほどおっしゃられたように、やはり女性の方、五、六十代の方が大変被害に遭っているということでございます。今現在も、私どもの方では、やはり各種会合とかございましたら、今おっしゃられたような年代の方をターゲットにして、防犯の説明とかを行っていくようなことも今後は考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

特に、今先ほど申しましたとおり、高齢者の方をねらった、特にひどいのは、年金生活をされている、その中を、とにかくおれだと言われて、そして振り込んでしまったという例が、県内には知らないけれども、あちこちでそういうニュース、報道があっているわけです。やっぱり、今からどんどんどんどん高齢化が進んでいきまして、多くなってくる中で、こういうものが頻繁に起きてくるだろうということを前提に入れながら、こういうものをぜひやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、要約筆記についてですけれども、本市において今、いろいろコミュニケーション支援事業ですか、こういう中で派遣事業を行っているということで、今言われましたけれども、特に、医療機関、それから事業所、また大会、講演会とかですね。今現在では、そういうものが認識不足か何か知らないけれども、あっていないということでの答弁だったと思っております。

それから、さっき課長が耳マークのことを言われましたが、先日、市民課の課長にお尋ねしたら、要するに、筆談式で行っているということですね。耳マークで、それが十分に役に立っていますよということと言われて、うれしく思っています。ありがとうございます。

そういうことで、この要約筆記の、今からじゃないかと思っております、これは。それで、派遣、こういうのがゼロということは、ここのPR不足とか、そういうものが僕はあるんじゃないかと思うわけですよ。だから、これから、これをやっぱり、僕が今さっき言ったとおり、どんどんどんどん今からは高齢化社会になって、ふえてくると思うわけですね。そういう中で、手話がわからない人が、手話のわかる人ばかりおらないと思うわけですよ。だから、そういう人が比率から言えばふえてきます。そういう中で、この要約筆記の必要性というのがあるし、要約筆記者の養成ですか、こういうとは当然必要になってくるんじゃないかと思っております。県の方でも、要するに、あちこち派遣をされても、要約筆記者が現状は少ないんじゃないかと思うわけです。

それでお願いですけれども、要約筆記奉仕員の養成講座あたりもここで開催されてはどうかと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

2点お聞きいただいたかと思えます。

まず、PR不足じゃないかということをおっしゃられました。私たちも、確かに、ここがうまくいっているということでは、なかなかうまくいっていないところがあるのかなと思っております。そういうことがございまして、これは聴覚障害者の方に限りませんが、すべての障害をお持ちの方の御意見を直接お聞きするということが一番大切だと思って、今、障害者団体の代表者の方と毎年、意見交換会を数回行っております。実は、12月中にももう一回開催をするようにしておりますので、そこでそれぞれの団体の方に、こういう事業がございましてというふうな紹介をしていきたいと思えます。そういうふうな意見交換の中で、今後の施策につなげていけるところはつなげていきたいということで考えるところでございます。

次に、もう1点の方の御質問の要約筆記奉仕員につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、県の方で、今、佐賀県の身体障害者団体連合会に委託をされております。その中で、講義であるとか実技講習を行って、養成をされているところでございます。

今のところは、鹿島市単独でということでは養成を考えておりませんが、実は、この要約筆記の奉仕員というのは、特別の資格があるというものではございません。ですから、先ほど申し上げましたように、例えば、窓口で筆談ということでもできるケースもかなりあるかと思えます。ですから、その辺でどうしても必要性があるかどうかということは、今後検討する必要はあるかもしれませんが、現時点では鹿島市単独ということでは考えておらないという状況でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

確かに、筆談でできるケースも、それは日常会話あたりは当然できるんじゃないかと思えます。そういう中、まず、このPR、こういった団体にPRをしていくということで、よろしくをお願いします。

それで、今から、事が難しくなってきた場合に、要するに、どうしても専門知識が要ってくるケースが多くなっていく場合に、そういう場合には特にこの要約筆記者が必要ということは当然じゃないかと思うわけです。そういうために、何とかこういうPR活動をしていただいて、派遣事業ですか、これをもっともっとふやしていけたらどうかと思えます。その中で、これは古賀さんという方が、中途失聴・難聴者の会の古賀さんという方がおられるんですけども、こういうことを言われました。「要約筆記に出会ってから、世界が変わった。要約筆記が一般化すれば、聴覚障害者が積極的に社会に参加できる」と言われているわけで

すね。

県内に聴覚障害者が、手帳を持っていらっしゃる認定者が3,600人で、手話を理解できるのは500人程度と見られている。あとの3,000人以上は聞こえる手段がない人たちです。手話通訳がある会議や講演会はふえているが、病気や高齢による突発性の中途失聴者の多くは、話の内容が理解できず、社会参加をためらうケースが多いようです。手話は知られておりますが、要約筆記の存在を知らない人が多いようです。ということで、こういうふうに言われているわけです。

だから、これから特にお願いしたいのは、もちろんPRもだし、派遣事業ももちろんだし、また、専門的になってきた場合も可能性も強くなってきますので、そういう意味で、筆者の養成等の講座等を考えておいてください。そして、必要になるときが絶対必ず来ます。そういうとき、そういうののために今回、ここにこういうものを立たせていただきました。

例えば、要約筆記の中でも、派遣の中でも、さっき言ったノートテークですか、こういうものも、要するに難聴児のための養成があった場合には、どのように対応するかとなったときに、やっぱり要約筆記者がおられたら、こういうとにも当然勉強されているし、それに対して対応もできるんじゃないかと思しますので、今後よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、ポジティブリスト制度について、飛散防止についてですけれども、農協とかなんとか指導されて、要するに、今課長が言われた意識啓発、それから管理です。生産履歴の記録をとということを言われて、これは本当に、このようにやって、今、農家の方は5月から始まって、ある程度、講習を受けられ、またいろいろ勉強されていると思うんですけれども、なかなか、やっぱり神経質になっておられるのは事実じゃないかと思うわけです。こういう中で、るる言われたが、やっぱり隣接する圃場に防除しようとする場合と違う作物がある場合には、風向きや強さ、作物間の距離などに十分注意するとか、もちろん当然のこと。また、県の方で言われているのは、飛散しにくい粒剤等を農薬に使うとか、そういう指導もされているようでございますけれども、そういうことをお聞きしました。

今先ほど僕が言った、人の健康を損なうおそれのない量である0.01ppmを超えて農薬などの残留する場合、原則、食品衛生法違反であるとあります。農産物に農薬を散布するとき、隣の圃場に一律に低い残留基準が適用される農産物があり、農薬が飛散して残留基準を超え流通が規制された場合も出てくる可能性もあるということです。要するに、別の田畑から飛散した農薬が農産物に付着した場合、各農家は飛散チェックのため、やっぱり自分が自主するためには、やっぱり20千円から四、五万円ぐらいかかると思うわけです。そういう自主検査もまた必要になってくる可能性も出てくるんじゃないかと思っています。

何でこれを言うかといったら、最近の話で、ちょっと聞いた話ですけれども、保健所あたりが抜き打ちで検査をやっているということをお聞きしましたので、そういう面では、要するに自主検査を、自分でどうだろうとって検査をされる場合には、当然やっぱりお金も絡

んできますので、そういうときの考えか何か、課長はお持ちですか。そういう場合に、何か所見でもあったらお願いします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

自主検査ということについてですけれども、農協の方とか普及センターの方にお尋ねを、そのことについてしたことがあるんですけれども、物すごく費用がかかるということでは、それがあって、そういった余りにも神経過敏ということじゃなくて、やはり基本的な管理の徹底、そうすることでこの対策を乗り切らにゃいかんというのが基本的な考え方だということでもあります。

また、万が一、生産履歴をつけ、そして十分な注意を払っておるにもかかわらず、先ほど議員の方からありましたように、隣の方に事故的に飛散事故が起きたという場合も想定して、保険制度があるということで、JA佐賀みどりの方では、JA佐賀みどり全体でその保険加入を決定されたということをお聞きしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

ありがとうございました。管理の徹底ですね。もしものときのための保険制度があるということで、安心いたしました。

それで、次ですけれども、最近、よく見かける無人ヘリによる防除について、ちょっとお伺いしていきたいと思います。

これは、特に農作業の省力化ですね、農家の皆さんの健康上からも有力な手段であると思うわけです。その中で、一方で、隣接する圃場への、要するに農薬飛散の可能性も高くなるのは事実じゃないかと思えます。

これが8倍希釈液、8倍の希釈倍数の農薬が散布されている。少量濃厚散布というのですか、そういうことでされているわけですね。当然、これに対する、県の方でも、この利用指針なんかでは、学校、家屋、それから畜産、水産関係施設などには配慮をするようにということをおっしゃっていると思いますが、これに対して、県ではこれに対する飛散防止に対してのガイドラインを策定されていると聞いていますが、その点、課長、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

県の方でガイドラインをつくってあると聞いておるといことですけれども、やはり、県の方では、県の指針として行動の明確なものはないと。啓発活動ということで、リーフレットとかパンフレットですね、国もつくられますけれども、農林水産省の方でもつくられますけれども、県としてつくってあるということでもあります。したがって、ガイドラインということは私の方では把握いたしておりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

特にこれからは注意をすることは大事なことはないかと思ます。そういう中で、今、県の方でもいろいろ、さっき僕も申しました、これに対する指針、利用指針は、これは国の方でも定めていると思うんですよね。利用指針ですね。そういう中で、ちょっと聞いた話ですけれども、今言われた利用指針の中には、例えば、じゃ、学校あたりから何メートルぐらいは避けるようにとか、例えば、畜産物施設のあったところには、それからどれぐらいは避けるとか、そういうものが書かれているわけですかね。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

技術的な対策ということであるんですけれども、それによりますと、具体的な隣接地との距離を置くメートル数と、そういうふうなことについては記載はいたしてありません。ただ、農協の方では、無人ヘリの方で水稲と大豆ですね、無人ヘリがありますけれども、そういった場合は農協の方では実際、具体的には、あぜの方から6メートルあけてやると。その部分については動噴でかけると、そういったことを無人ヘリ使用の場合はされておるようです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時8分 散会